

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 全項目評価書(再評価案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いて国民健康保険の資格・賦課・収納・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。</p> <p>③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>国民健康保険システムにおける特定個人情報を取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【住民共通情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報を管理する機能 <p>【資格情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 <p>【賦課情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 <p>【収納情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 <p>【給付情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (滞納整理システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	<p>滞納整理システムにおける特定個人情報を取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【滞納情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険の滞納者及び滞納保険料等の滞納情報の把握・管理、催告書等発行機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム, 福祉総合システム(後期高齢者医療システム))</p>

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。</p> <p>3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ, 各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

システム5

①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。
----------	--

②システムの機能	<p>1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照) ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照) ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。ファイル転送機能のみ使用するPCをデータ連携用PCという。</p>
----------	---

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

システム6～10

システム11～15

システム16～20

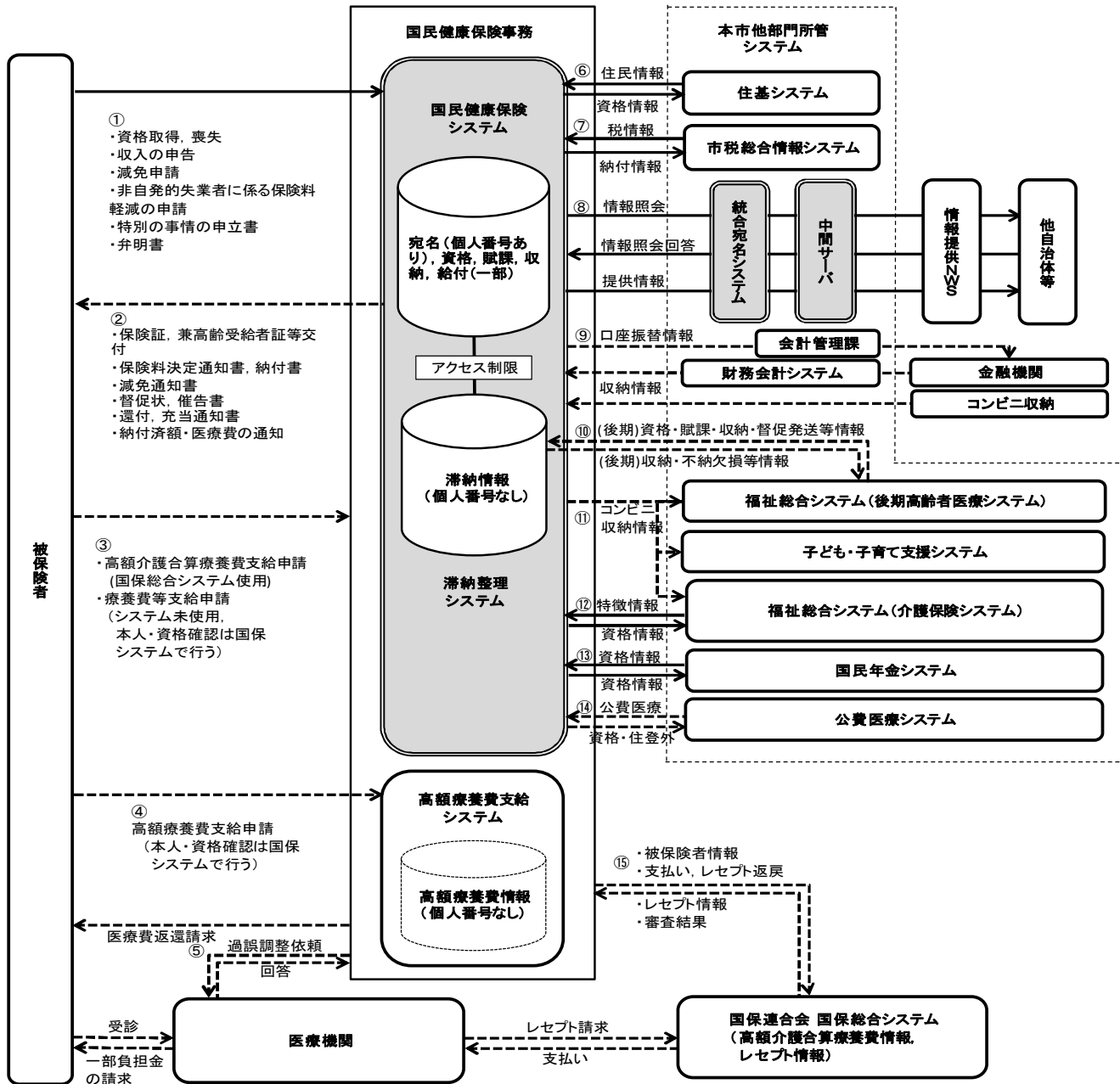
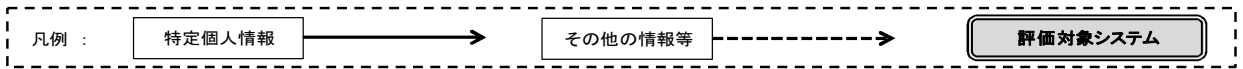
3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をよりの確かかつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上 ・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をよりの確かかつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。 ・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 総務部 国民健康保険課
②所属長	小川 明子
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

※国保広域化に関する事務は別紙参照



(備考)

国民健康保険法及び番号法等に従い、被保険者の資格情報を管理するとともに、それに基づく保険料の決定及び収納管理・給付及び滞納整理業務を行う。

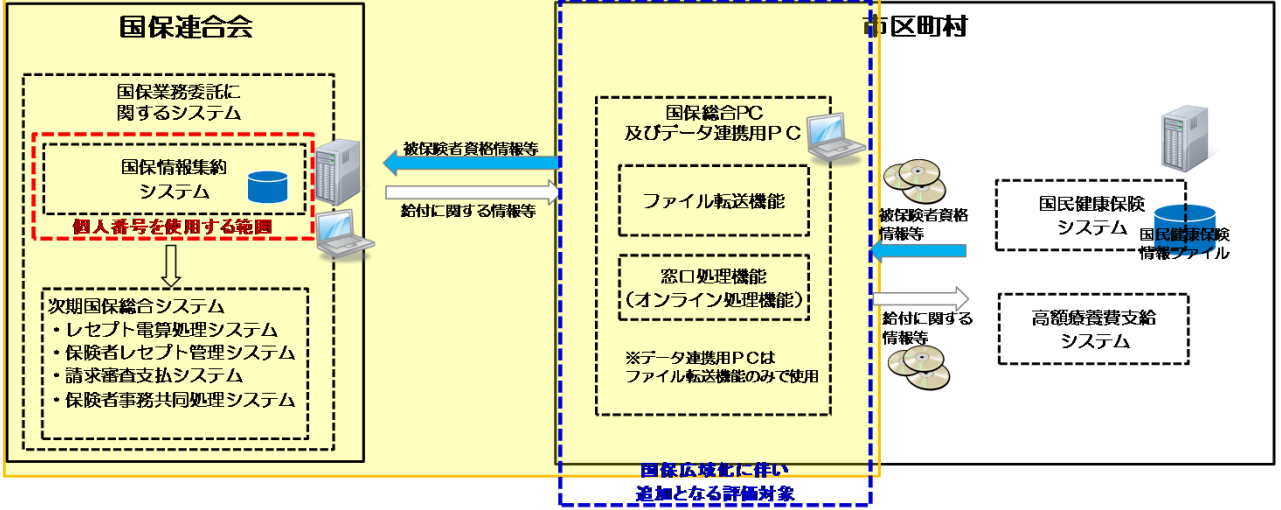
- ① 世帯主からの届出(加入・喪失、被保険者情報の変更、減免申請等)を処理する。
- ② 被保険者証等の交付、保険料決定通知・納付書の送付、減免決定通知書、督促状、催告書の送付等を行う。
- ③ 高額介護合算療養費の申請(国保連合会国保総合システム使用)、療養費等の支給申請(システム未使用)
- ④ 高額療養費の支給申請(国保システムで本人・資格確認し、高額療養費支給システム使用)
- ⑤ 過誤調整依頼を行い、返戻処理を行う。対象者へ医療費返還請求を行う。
- ⑥ 住民情報に個人番号を含め、リアルタイムで連携取得する。国保の資格情報は月次(媒体)で住基システムへ移転する。
- ⑦ 個人市民税の情報を月次で取得する。国保保険料の納付済み額を社会保険料控除算出用に市税総合システムへ移転する。
- ⑧ 情報提供ネットワークシステムを介した情報照会、情報提供を行う。
- ⑨ 口座振替情報を会計管理課をとおして金融機関へ送付。払込保険料(納付書、口座振替、特別徴収、コンビニ収納)の情報を取得する。
- ⑩ 滞納整理システムは国保・後期高齢者医療保険事務で使用しており、後期資格・賦課・収納・送付先・督促状発送情報を取得し、収納情報・不納欠損情報を連携している。
- ⑪ コンビニ収納情報については、国保料のみ取込み、介護保険料、後期保険料、保育料情報は国保システムで振り分けている。
- ⑫ 特徴対象者の確認及び介護及び国保の特徴合算額による特徴除外処理を行う。
- ⑬ 国保資格喪失届の勧奨を行うため、国民年金資格喪失情報を取得する。国民年金資格届出の確認のため国保資格情報を移転する。
- ⑭ 公費医療システムより公費情報を取り込む。国保資格情報、住登外者宛名情報を公費医療システムへ送付する。
- ⑮ 国保連合会でのレセプト確認等のため被保険者情報を送付する。連合会からレセプト情報、審査結果を取得する。

(別添1) 事務の内容

国保広域化について

- ➡ : 個人番号を含む情報
- ➡ : 個人情報を含まない情報など

国保総合(国保集約)システムの範囲



(備考)

1 業務委託について

国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。

上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

2 国保広域化に関するシステムについて

・連合会には、上述のとおり国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」を設置する。

・市区町村には、窓口処理機能(オンライン処理機能)とファイル転送機能が備わっている「国保総合PC」及び「データ連携用PC(*)」を設置し、事務処理を実施する。

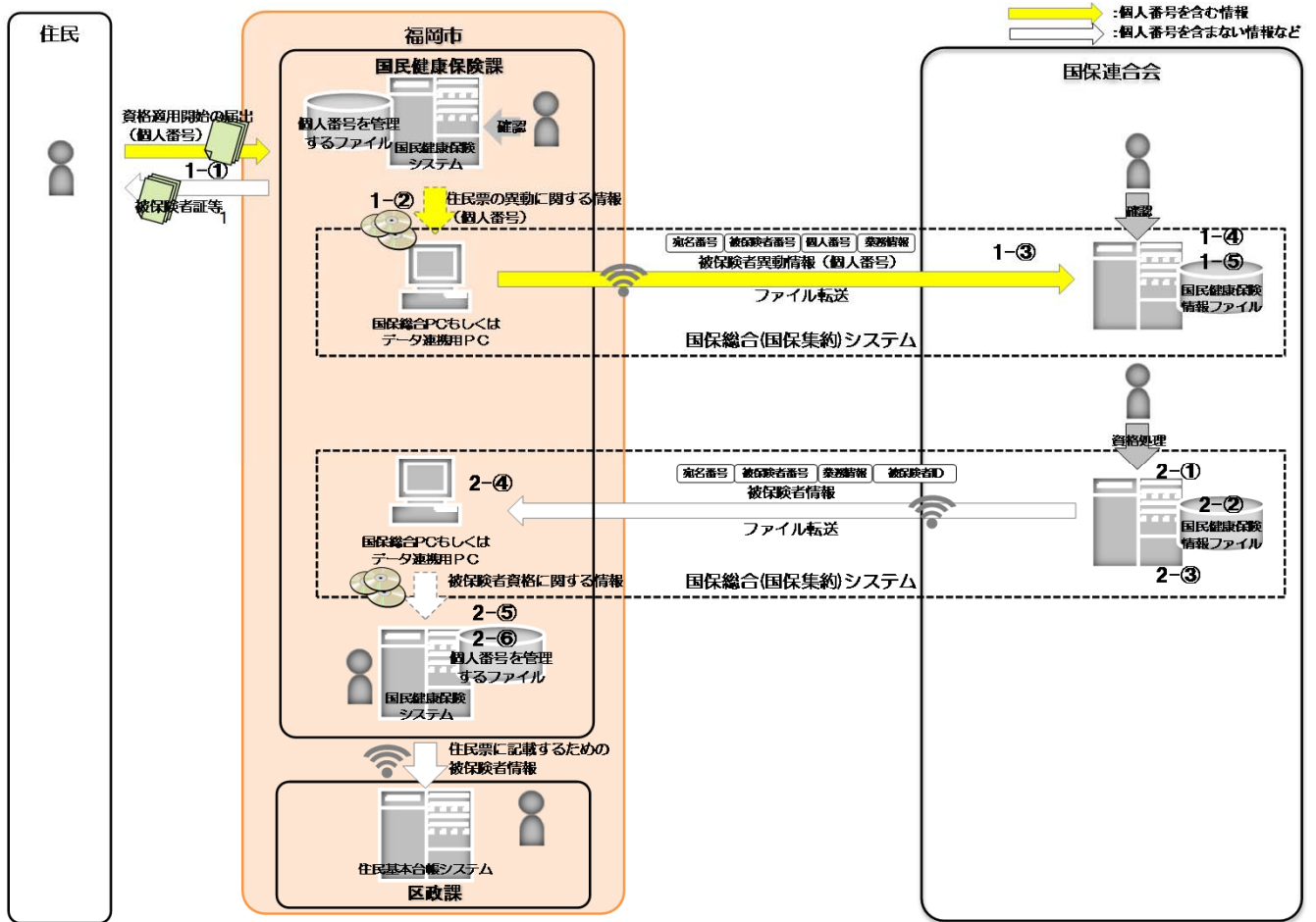
窓口処理機能 …… 高額該当回数を引き継ぎ業務のために、世帯継続の判定を行う機能である。

ファイル転送機能 …… 連合会に設置される「国保情報集約システム」とデータの授受を行う機能である。

* ファイル転送機能のみ使用するPCを「データ連携用PC」という。「データ連携用PC」は、システム運用担当者のみ使用する。

(別添1) 事務の内容

国保広域化に係る業務(資格継続業務)



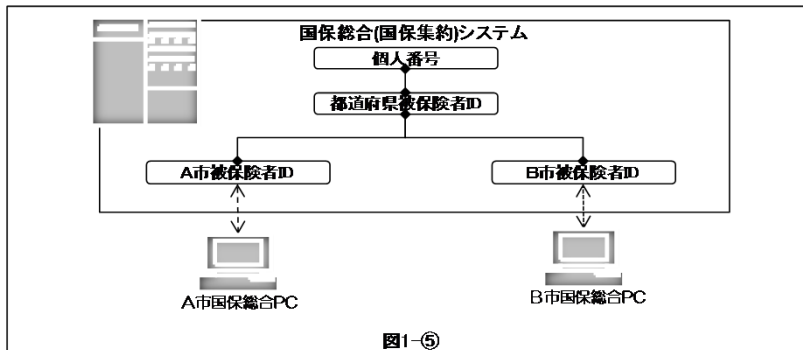
(備考)

1 資格継続業務

- 国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- 国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1) 被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。
- 1-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でこれらの被保険者IDと関係性が管理される。

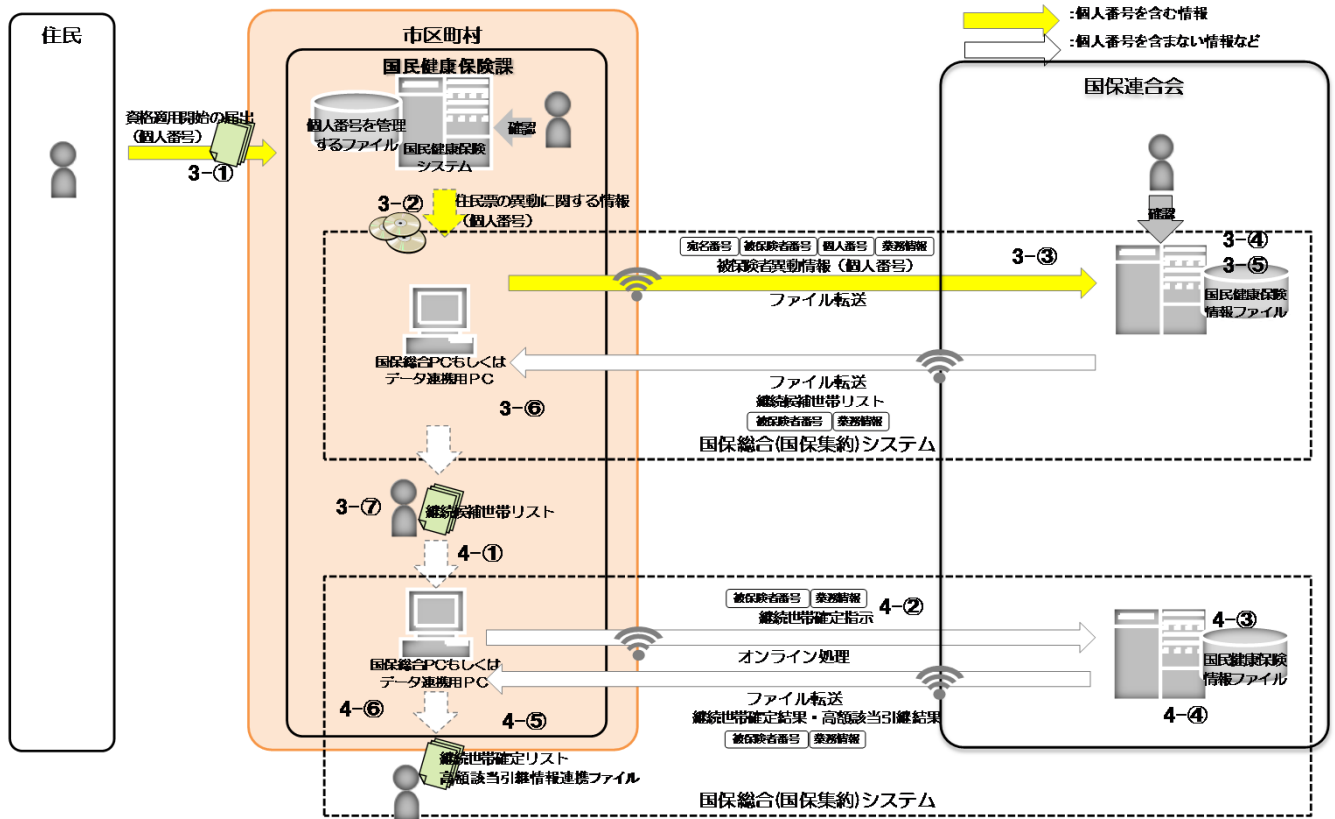


(2) 被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
もしくは、データ伝送により、データ連携用PCを介してデータに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入した被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

(別添1) 事務の内容

国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務)



(備考)

2 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記録された住民 ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主(転出者、死亡者、資格喪失者、住登外者を含む)
その必要性	国民健康保険の被保険者として資格取得、給付事務における確認や保険料等を賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要である。また、国民健康保険の資格喪失後も、同様の業務が発生する場合があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理、他の庁内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・その他住民票関係情報…世帯主との続柄など申請時等に確認するため ・地方税関係情報…保険料を計算するため ・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月

<p>⑥事務担当部署</p>	<p>保健福祉局総務部国民健康保険課 保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所</p>
<p>3. 特定個人情報の入手・使用</p>	
<p>①入手元 ※</p>	<p>[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (住民基本台帳, 住民税, 医療保険関係, 介護・高齢者福祉, 年金所管部署) [○] 行政機関・独立行政法人等 (番号法別表第2に定められた機関) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (番号法別表第2に定められた機関) [○] 民間事業者 (金融機関, 生命保険会社等) [○] その他 (福岡県国民健康保険団体連合会, 地方公共団体情報システム機構, 番号法別表第2に定められた機関)</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p><国保連合会以外からの入手> ・住民情報…住民に異動があった都度随時 ・住民税…月次, 住民に異動があった都度随時 ・特別徴収関係情報…年次(5月) ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時 ・レセプト情報…月次 ・年金関係情報…年次(10月) ・健康保険関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格得喪に係る届出等) ・保険給付関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等) ・雇用保険給付情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請)</p> <p><国保連合会からの入手> ・資格継続業務: 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務: 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要なため ・住民税…賦課変更の確認, 計算に必要なため ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため ・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため ・レセプト情報…給付業務に必要なため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため ・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため <p><国保連合会からの入手></p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手の時期・頻度の妥当性 <p>資格継続業務: 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</p> <p>高額該当の引き継ぎ業務: 引き継ぎ情報 : 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手方法の妥当性 <p>入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。 ・住民税…国民健康保険法第113条の2 ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…国税徴収法第141条 ・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4 ・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 ・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2 ・健康保険関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・保険給付関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・雇用保険給付情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>個人の情報を的確に把握し、公平かつ正確、効率的に国民健康保険事務を行うため。</p>
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>

⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉局総務部国民健康保険課 保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		I-1-②の国民健康保険の各事務において使用
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・住民税情報…賦課変更の確認, 計算に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため突合させる。 【突合条件】氏名, 生年月日で突合後調査。 ・特別徴収情報…保険料徴収に必要なため突合させる。 【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・レセプト情報…給付業務に必要なため突合させる。 【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・施策に伴う効果測定の補助資料(徴収率等) ・医療費適正化のため分析
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・短期証, 資格証の発行 ・滞納処分の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更	
①委託内容	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及びシステム改修作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国民健康保険システム・滞納整理システム端末機による直接作業等)	
⑤委託先名の確認方法	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	
⑥委託先名	西日本電信電話株式会社福岡支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更の一部
委託事項2～5		
委託事項2	バックアップテープの遠隔地保管業務	
①委託内容	バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管業務については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイズ九州支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託しない [<input checked="" type="radio"/>] 再委託する <div style="text-align: right;"> <input checked="" type="radio"/> 再委託しない <input type="radio"/> 再委託する </div>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <input checked="" type="radio"/> 全体 <input type="radio"/> 一部 <input type="radio"/> 一部 <input type="radio"/> 一部 <input type="radio"/> 一部
対象となる本人の数	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input type="radio"/> 1万人未満 <input type="radio"/> 1万人以上10万人未満 <input type="radio"/> 10万人以上100万人未満 <input type="radio"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="radio"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <input type="radio"/> 10人未満 <input type="radio"/> 10人以上50人未満 <input type="radio"/> 50人以上100人未満 <input type="radio"/> 100人以上500人未満 <input type="radio"/> 500人以上1,000人未満 <input type="radio"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()

⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		福岡県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (19) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	
③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2に定める情報(別紙1参照)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	照会があった都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

(別紙1) 特定個人情報の提供

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
厚生労働大臣	・番号法第19条第7号 別表第二(第1項)	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	・被保険者資格に関する情報
全国健康保険協会	・番号法第19条第7号 別表第二(第2項)	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	・被保険者資格に関する情報 ・埋葬料、葬祭料又は葬祭費若しくは葬
健康保険組合	・番号法第19条第7号別表第二(第3項)	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	・被保険者資格に関する情報 ・埋葬料、葬祭料又は葬祭費若しくは葬
厚生労働大臣	・番号法第19条第7号 別表第二(第4項)	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	・被保険者資格に関する情報
全国健康保険協会	・番号法第19条第7号 別表第二(第5項)	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	・被保険者資格に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報
市町村長	・番号法第19条第7号 別表第二(第17項)	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	・医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	・番号法第19条第7号 別表第二(第26項)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	・保険給付の支給に関する情報
市町村長	・番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	・非自発的失業者の国民健康保険料の軽減措置該当者に関する情報
社会福祉協議会	・番号法第19条第7号 別表第二(第30項)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	・医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	・番号法第19条第7号 別表第二(第33項)	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	・医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	・番号法第19条第7号 別表第二(第39項)	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	・医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	・番号法第19条第7号 別表第二(第42項)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	・被保険者資格に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
厚生労働大臣又は共済組合等	・番号法第19条第7号 別表第二(第46項)	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	・保険料の特別徴収額の通知等に関する情報
地方公務員共済組合	・番号法第19条第7号 別表第二(第58項)	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	・医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	・番号法第19条第7号 別表第二(第62項)	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	・保険給付の支給に関する情報
後期高齢者医療広域連合	・番号法第19条第7号 別表第二(第80項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	・被保険者資格に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報
都道府県知事等	・番号法第19条第7号 別表第二(第87項)	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	・保険給付の支給に関する情報
厚生労働大臣	・番号法第19条第7号 別表第二(第88項)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書(一般疾病医療費の支給)に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	・番号法第19条第7号 別表第二(第93項)	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務	・被保険者資格に関する情報 ・当該一時差止めに係る二号被保険者に係る未納医療保険料等(同法第六十八条第一項の未納医療保険料等をいう。第八号において同じ。)に関する情報 ・当該申請を行う者に係る未納医療保険料等に関する情報

移転先1	市民局市民部政課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録することとされている国民健康保険被保険者の資格に関する事務
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先2～5	
移転先2	財政局税務部税制課
①法令上の根拠	地方税法第20条の11, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	個人市県民税の算定における社会保険料控除(国民健康保険料の支払額)の適用のため
③移転する情報	国民健康保険料収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年次(2月)
移転先3	保健福祉局総務部医療年金課
①法令上の根拠	国民年金法第3条第3号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	国民年金被保険者資格の確認に関する事務
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	年次(11月)	
移転先4	保健福祉局高齢社会部介護福祉課	
①法令上の根拠	介護保険法第203条、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	介護保険制度にかかる介護給付費支給決定に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月次	
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。 ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙2のとおり

(別紙2)「すべての記録項目」

住民共通 項番	宛名基本マスタ 項目名			住民共通 項番	返戻管理マスタ 項目名
1	住民コード	12	氏名カナ	1	住民コード
2	管理コード	13	通称名	2	発行年月日
3	レコード区分	14	通称名カナ	3	帳票バーコード
4	返戻フラグ	15	通称名カナ修正フラグ	4	業務キー
5	世帯コード	16	併記名	5	返戻年月日
6	世帯主住民コード	17	併記名カナ	6	返戻対応区分
7	住記世帯コード	18	連絡先区分	7	返戻対応年月日
8	住記世帯主住民コード	19	連絡先	8	住所修正有無
9	本名通称名区分	20	関連住民コード		
10	氏名	21	住所 郵便番号	住民共通	世帯管理マスタ
11	氏名カナ	22	管轄内コード	項番	項目名
12	通称名	23	住所 住所名	1	履歴番号
13	通称名カナ	24	カスタマーバーコード	2	世帯期間 開始
14	通称名カナ修正フラグ	25	住所 方書	3	世帯期間 終了
15	併記名	26	元号フラグ	4	開始届出年月日
16	併記名カナ	27	生年月日	5	終了届出年月日
17	連絡先区分	28	生年月日不詳コード	6	住記世帯コード
18	電話番号	29	生年月日不詳文字	7	混合有効区分
19	関連住民コード	30	性別		
20	住所 郵便番号	31	覚書	口座	口座ファイル
21	管轄内コード	32	備考	項番	項目名
22	住所 住所名	33	死亡フラグ	1	個人コード
23	カスタマーバーコード	34	世帯主名	2	税目
24	住所 方書	35	続柄漢字名称	3	用途区分
25	元号フラグ	36	住記世帯主名	4	最新履歴区分
26	生年月日	37	住記続柄漢字名称	5	銀行郵便区分
27	生年月日不詳コード	38	住民種別	6	銀行コード
28	生年月日不詳文字	39	住民異動年月日	7	銀行名漢字
29	性別	40	住民届出年月日	8	支店コード
30	覚書	41	住民異動事由	9	支店名漢字
31	備考	42	外国人住民異動年月日	10	口座種別
32	死亡フラグ	43	外国人住民届出年月日	11	口座番号
33	世帯主名	44	住定異動年月日	12	名義人氏名カナ
34	続柄漢字名称	45	住定異動年月日不詳フラグ	13	名義人氏名漢字
35	住記世帯主名	46	住定異動年月日不詳文字	14	納組コード
36	住記続柄漢字名称	47	住定届出年月日	15	収納方法
37	住民種別	48	住定異動事由	16	前納区分
38	住民異動年月日	49	消除異動年月日	17	受付年月日
39	住民届出年月日	50	消除異動年月日不詳コード	18	開始年月日
40	住民異動事由	51	消除異動年月日不詳文字	19	終了年月日
41	外国人住民異動年月日	52	消除届出年月日	20	受付状態
42	外国人住民届出年月日	53	消除異動事由	21	停止開始日
43	住定異動年月日	54	確定年月日	22	停止終了日
44	住定異動年月日不詳フラグ	55	通知年月日	23	停止異動事由
45	住定異動年月日不詳文字	56	住記最新異動年月日	24	口座マスタ
46	住定届出年月日	57	住記最新届出年月日	25	電話番号
47	住定異動事由	58	住記最新異動事由	26	徴収員コード
48	消除異動年月日	59	宛名登録年月日		
49	消除異動年月日判定フラグ	60	宛名登録事由	口座	金融機関マスタ
50	消除異動年月日判別フラグ	61	宛名異動年月日	項番	項目名
51	消除異動年月日不詳コード	62	宛名届出年月日	1	銀行コード
52	消除異動年月日不詳文字	63	宛名異動事由	2	支店コード
53	消除届出年月日	住民共通	送付先マスタ	3	付加コード
54	消除異動事由	項番	項目名	4	銀行名カナ
55	確定年月日	1	住民コード	5	銀行名漢字
56	通知年月日	2	使用業務	6	支店名カナ
57	住記最新異動年月日	3	宛名住民コード	7	支店名漢字
58	住記最新届出年月日	4	名称1カナ	8	郵便番号
59	住記最新異動事由	5	名称1漢字	9	店舗所在地カナ
60	宛名登録年月日	6	郵便番号	10	店舗所在地漢字
61	宛名登録事由	7	住所	11	電話番号
62	宛名異動年月日	8	カスタマーバーコード	12	メモ
63	宛名届出年月日	9	方書	13	登録日
64	宛名異動事由	10	登録年月日	14	廃止日
		11	変更年月日		
				国保資格	国保世帯ファイル
住民共通	個別情報マスタ	住民共通	連絡先マスタ	項番	項目名
項番	項目名	項番	項目名	1	記号番号
1	住民コード	1	住民コード	2	記号番号連番
2	異動歴有無	2	業務	3	管理コード
3	管理コード	3	連絡先区分	4	国保主個人コード
4	レコード区分	4	連絡先名称	5	国保主コード
5	返戻フラグ	5	連絡先	6	世帯国保区分
6	世帯コード	6	内線	7	世帯国保資格得喪区分
7	世帯主住民コード	7	FAX	8	世帯一般被保険者数
8	住記世帯コード	8	登録年月日	9	世帯介護2号該当被保険者数
9	住記世帯主住民コード	9	登録事由	10	世帯介護適用除外被保険者数
10	本名通称名区分	10	変更年月日		
11	氏名	11	備考		

11	世帯前期高齢該当被保険者数	6	退職区分	7	前期高齢者開始年月日
12	世帯資格取得届出年月日	7	申請年月日	8	前期高齢者終了年月日
13	世帯資格取得受付年月日	8	発行年月日	9	一定以上所得者判定用所得
14	世帯資格取得年月日	9	疾病名	10	低所得者1判定用所得
15	世帯資格取得異動事由	10	長期該当年月日	11	所得判明区分
16	世帯資格喪失届出年月日	11	長期該当申請年月日	12	課税・非課税・未申告区分
17	世帯資格喪失受付年月日	12	有効期限	13	申請収入額
18	世帯資格喪失年月日	13	交付日	14	所得区分
19	世帯喪失事由	14	交付場所	15	個人の自己負担金
20	世帯覚書	15	交付区分	16	個人の所得区分
21	証保管	16	交付方法	17	特例措置候補フラグ
22	健康優良世帯年数	17	回収日	18	調整控除対象被保険者人数
23	証返還世帯状態	18	回収区分	19	負担割合判定所得(調整控除前)
24	給付停止世帯状態	19	マル長自己負担限度額区分		
25	引抜区分	20	交付番号	国保資格	旧国保被保険者管理ファイル
国保資格	国保資格ファイル	21	入院日	項番	項目名
項番	項目名	22	91該当日	1	記号番号
1	個人コード	国保資格	他保険情報ファイル	2	個人コード
2	記号番号	項番	項目名	3	作成連番
3	管理コード	1	個人コード	4	得喪履歴番号
4	受給者番号	2	取得前保険種別	5	処理区分
5	資格区分	3	取得前保険者番号	6	対応住民コード
6	資格取得届出年月日	4	取得前被保険者名	7	対応主世帯コード
7	資格取得受付年月日	5	取得前他保険記号	8	生年月日
8	資格取得年月日	6	取得前他保険番号	9	該当日
9	資格取得事由	7	喪失後保険種別	10	非該当日
10	資格喪失届出年月日	8	喪失後保険者番号	11	年齢到達前移行フラグ
11	資格喪失受付年月日	9	喪失後被保険者名	12	宛名反映停止フラグ
12	資格喪失年月日	10	喪失後他保険記号	13	特殊加入フラグ
13	資格喪失事由	11	喪失後他保険番号	14	連絡票入力フラグ
14	退職区分	12	若年老健区分	15	最新宛名情報確認日
15	退職本人区分	13	若年老健該当年月日	国保資格	保険証個人管理ファイル
16	退職被扶養者区分	14	若年老健非該当年月日	項番	項目名
17	退職該当届出年月日	国保資格	滞納対策世帯ファイル	1	証発行年度
18	退職該当受付年月日	項番	項目名	2	個人コード
19	年金裁定年月日	1	記号番号	3	記号番号
20	退職該当年月日	2	対策年度	4	発行日時
21	退職非該当届出年月日	3	国保主個人コード	5	国保主個人コード
22	退職非該当受付年月日	4	対策内容	6	証種別
23	退職非該当年月日	5	対象年月	7	保険証区分
24	学遠区分	6	納期限	8	資格取得日
25	学遠処理日	7	対策年月日	9	退職被扶養者区分
26	学遠該当日	8	有効期限	10	退職該当年月日
27	学遠非該当日	9	調停額	11	学高区分
28	学遠非該当予定日	10	収納額	12	有効期限
29	資格履歴	11	対策メモ	13	保険証交付日
30	個人覚書	国保資格	滞納対策個人ファイル	14	高齢者年度
31	保険証出力順	項番	項目名	15	自己負担金割合
32	記番開始年月日	1	個人コード	16	割合決定事由
33	国保開始年月日	2	記号番号	17	発効年月日
34	世帯コード	3	対策年度	18	受診年月日
35	公費資格有無	4	対策内容	19	受診場所
国保資格	保険証管理ファイル	5	対策年月日	20	交付場所
項番	項目名	6	対策メモ	21	交付区分
1	記号番号	7	個人対策メモ	22	交付方法
2	発行日時	国保資格	高齢者世帯管理ファイル	23	回収日
3	国保主個人コード	項番	項目名	24	回収区分
4	証種別	1	記号番号	国保資格	特定健診管理ファイル
5	保険証区分	2	高齢者年度	項番	項目名
6	学遠区分	3	履歴番号	1	受診年度
7	証記載被保数(一般、退本)	4	判定年月日	2	個人コード
8	証記載被保数(退職の被扶分)	5	判定事由	3	受診年月日
9	特別証住民番号	6	申請年月日	4	受診場所
10	有効期限	7	申請期限区分	賦課	個人状況マスタ
11	保険証交付日	8	世帯の自己負担金割合	項番	項目名
12	交付場所	9	世帯の所得区分	1	賦課年度
13	交付区分	10	世帯の申請区分	2	記号番号
14	交付方法	国保資格	高齢者個人管理ファイル	3	個人コード
15	回収日	項番	項目名	4	所得履歴
16	回収区分	1	記号番号	5	資産履歴
国保資格	マル長・減額証証管理ファイル	2	高齢者年度	6	資格状況(資格区分)
項番	項目名	3	個人コード	7	資格状況(国保退職区分)
1	記号番号	4	履歴番号	8	資格状況(介護区分)
2	個人コード	5	判定年月日	9	資格状況(介護退職区分)
3	発行日時	6	判定事由	10	介護2号該当年月日
4	証種別	国保資格	高齢者個人管理ファイル	11	介護2号該当フラグ
5	保険証区分	項番	項目名	12	旧国保被保険者該当年月日

13	旧国保被保険者非該当年月日	18	その他事業所得	98	軽減判定総所得
14	資格取込日	19	不動産所得	99	2減申請見込所得
15	異動情報数	20	利子所得	100	低所得判定用所得
16	異動情報・異動事由	21	株式配当所得	101	負担割合判定所得
17	異動情報・異動年月日	22	投信配当所得	102	負担割合1割申請時収入
18	更正情報・住民税更正理由	23	給与収入	103	高額上位所得判定所得
19	更正情報・住民税更正年月日	24	給与所得(専給除く)	104	高額一定以上判定所得
20	所得判明区分	25	給与所得(専給含む)	105	旧課税所得
21	民税停止区分	26	特定支出控除	106	本課税所得
22	控配扶養者状況	27	給与特別控除	107	給与以外の所得
23	譲渡所得区分	28	公的年金収入	108	所得割基礎額
24	個人課非区分	29	公的年金所得	109	所得税雑損控除額
25	月別課非区分	30	総公的年金所得	110	住民税雑損控除額
26	旧ただし書総所得金額	31	軽公的年金所得	111	所得税医療費控除額
27	住民税総所得金額	32	低公的年金所得	112	住民税医療費控除額
28	給与特別控除額	33	雑所得その他	113	所得税社会保険料控除額
29	軽減判定用総所得金額	34	総雑所得	114	住民税社会保険料控除額
30	所得割算定基礎	35	本雑所得	115	所得税小規模共済控除額
31	非自発的失業者軽減該当区分	36	軽雑所得	116	住民税小規模共済控除額
32	非自発的失業者該当日	37	低雑所得	117	所得税生命保険料控除額
33	非自発的失業者非該当日	38	総合譲渡短期所得	118	住民税生命保険料控除額
34	非自発的失業者該当月区分	39	総合短期譲渡特別控除額	119	所得税損害保険料控除額
35	旧ただし書総所得金額(非自発的失業者軽減前)	40	総合短期特別控除後所得	120	住民税損害保険料控除額
36	軽減判定用総所得金額(非自発的失業者軽減前)	41	総合譲渡長期所得	121	所得税寄付金控除額
37	所得割算定基礎(非自発的失業者軽減前)	42	総合長期譲渡特別控除額	122	住民税寄付金控除額
38	資産停止区分	43	総合長期特別控除後所得	123	本人障害者区分
39	固定資産税額合計	44	一時所得	124	老年者区分
40	固定資産共有フラグ	45	一時特別控除後所得	125	寡婦区分
41	生年月日	46	山林所得	126	勤労学生区分
42	生年月日変更フラグ	47	山林特別控除	127	控除対象配偶者区分
43	個人基準日	48	山林所得特例特別控除	128	配偶者所得
44	国保・所得割額	49	土地等超短期事業所得	129	所得税配偶者特別控除額
45	国保・所得割額(非自発的失業者軽減前)	50	土地等事業雑所得	130	住民税配偶者特別控除額
46	国保・資産割額	51	短期譲渡一般分所得	131	老人扶養人数
47	国保・均等割額	52	短期譲渡一般分特別控除額	132	同居老人扶養人数
48	国保・算出税額	53	短期譲渡軽減分所得	133	特定扶養人数
49	国保・算出税額(非自発的失業者軽減前)	54	短期譲渡軽減分特別控除額	134	その他扶養人数
50	国保・軽減均等割額	55	長期譲渡一般分所得	135	特別障害者人数
51	国保・加入月数	56	長期譲渡一般分特別控除額	136	普通障害者人数
52	国保・加入月数(非自発的失業者期間)	57	長期譲渡特定分所得	137	同居特別障害者人数
53	国保・個人税額	58	長期譲渡特定分特別控除額	138	軽減後の旧ただし書経過措置での控除額
54	介護・所得割額	59	長期譲渡軽減分所得	139	軽減前の旧ただし書経過措置での控除額
55	介護・所得割額(非自発的失業者軽減前)	60	長期譲渡軽減分特別控除額	140	判定用住民税課税標準額
56	介護・資産割額	61	長期譲渡軽減分所得	141	所得税所得控除計
57	介護・均等割額	62	長期譲渡軽減分特別控除額	142	住民税所得控除計
58	介護・算出税額	63	長期譲渡居住分所得	143	住民税合計所得額
59	介護・算出税額(非自発的失業者軽減前)	64	長期譲渡居住分特別控除額	144	住民税総所得額
60	介護・軽減均等割額	65	株式等譲渡一般分所得	145	住民税課税標準額
61	介護・加入月数	66	株式等譲渡公開所得	146	住民税課税標準額(総合分)
62	介護・加入月数(非自発的失業者期間)	67	株式等譲渡上場所得	147	住民税市区町村所得割(減免前)
63	介護・個人税額	68	株式等譲渡未公開所得	148	住民税都道府県所得割(減免前)
64	支援金・所得割額	69	上場株式配当所得	149	住民税市区町村均等割(減免前)
65	支援金・所得割額(非自発的失業者軽減前)	70	商品先物取引所得	150	住民税都道府県均等割(減免前)
66	支援金・資産割額	71	特例肉用牛所得	151	住民税市区町村所得割(減免後)
67	支援金・均等割額	72	免税所得	152	住民税都道府県所得割(減免後)
68	支援金・算出税額	73	退職所得	153	住民税市区町村均等割(減免後)
69	支援金・算出税額(非自発的失業者軽減前)	74	国保用繰越純損失	154	住民税都道府県均等割(減免後)
70	支援金・軽減均等割額	75	住民税繰越純損失	155	住民税市区町村減免額
71	支援金・個人税額	76	国保用繰越雑損失	156	住民税都道府県減免額
72	メモ	77	住民税繰越雑損失	157	住民税市区町村減免後年税額
		78	山林繰越控除	158	住民税都道府県減免後年税額
賦課	所得マスタ	79	商品先物繰越控除	159	譲渡適用条文
項番	項目名	80	株式譲渡繰越控除	160	控除扶養者状況
1	法別番号	81	上場株式配当繰越控除	161	非自発的失業者軽減該当区分
2	賦課年度	82	土地等事業繰越控除	162	非自発的失業者該当日
3	個人コード	83	短期一般繰越控除	163	非自発的失業者非該当日
4	更正年月日	84	短期軽減繰越控除	164	所得稼得区分(非自発的失業者軽減前)
5	住民税更正年月日	85	長期一般繰越控除	165	給与所得(専給除く)(非自発的失業者軽減前)
6	住民税更正理由	86	長期特定繰越控除	166	給与所得(専給含む)(非自発的失業者軽減前)
7	発行番号	87	特定居住繰越控除	167	旧総所得(非自発的失業者軽減前)
8	所得照会票発行フラグ	88	専従者給与収入	168	軽減判定総所得(非自発的失業者軽減前)
9	所得照会票発行年月日	89	専従者給与控除	169	旧課税所得(非自発的失業者軽減前)
10	簡易申告書発行フラグ	90	その他所得	170	所得割基礎額(非自発的失業者軽減前)
11	簡易申告書発行年月日	91	譲渡所得区分	171	住民税市区町村所得割(減免後)(非自発的失業者軽減前)
12	所得判明区分	92	特別控除以下フラグ短	172	住民税都道府県所得割(減免後)(非自発的失業者軽減前)
13	所得稼得区分	93	特別控除以下フラグ長	173	住民税市区町村均等割(減免後)(非自発的失業者軽減前)
14	民税停止区分	94	軽減申請日として使用	174	住民税都道府県均等割(減免後)(非自発的失業者軽減前)
15	個人課非区分	95	旧給特前総所得	175	軽減後の旧ただし書経過措置区分
16	営業所得	96	旧総所得	176	軽減前の旧ただし書経過措置区分
17	農業所得	97	本総所得	177	非自発的失業者軽減入力画面住民税課税標準額強制入力有無

178	データ変更年月日	27	算出税額(軽減額合計)	24	算出税額(算出合計額)
179	メモ	28	算出税額(限度超過額)	25	算出税額(軽減均等割額)
		29	算出税額(年税額)	26	算出税額(軽減平等割額)
賦課	国保主マスタ	30	軽減判定用総所得金額	27	算出税額(軽減額合計)
項番	項目名	31	軽減判定用被保数	28	算出税額(限度超過額)
1	賦課年度	32	軽減保留区分	29	算出税額(年税額)
2	記号番号	33	軽減区分	30	軽減判定用総所得金額
3	国保主個人コード	34	軽減割合	31	軽減判定用被保数
4	主区分	35	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)	32	軽減保留区分
5	賦課区コード	36	軽減判定旧国保被保数	33	軽減区分
6	賦課基準日	37	平等割半額開始月	34	軽減割合
7	世帯割軽減割合区分	38	12ヶ月合計額(総所得金額)	35	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)
8	特徴仮徴収区分	39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)	36	軽減判定旧国保被保数
9	特徴仮徴収開始月	40	12ヶ月合計額(課税所得金額)	37	平等割半額開始月
10	特徴仮徴収終了月	41	12ヶ月合計額(固定資産税額)	38	12ヶ月合計額(総所得金額)
11	特徴本徴収区分	42	12ヶ月合計額(所得割額)	39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)
12	特徴本徴収開始月	43	12ヶ月合計額(資産割額)	40	12ヶ月合計額(課税所得金額)
13	特徴本徴収終了月	44	12ヶ月合計額(均等割額)	41	12ヶ月合計額(固定資産税額)
14	特別徴収切替年月	45	12ヶ月合計額(平等割額)	42	12ヶ月合計額(所得割額)
15	特別徴収切替反映日	46	12ヶ月合計額(算出合計額)	43	12ヶ月合計額(資産割額)
16	平等割半額開始月	47	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	12ヶ月合計額(均等割額)
17	減免有無	48	12ヶ月合計額(軽減平等割)	45	12ヶ月合計額(平等割額)
18	更正発生回数	49	12ヶ月合計額(軽減額合計)	46	12ヶ月合計額(算出合計額)
19	更正年月日	50	12ヶ月合計額(限度超過額)	47	12ヶ月合計額(軽減均等割)
20	主月	51	12ヶ月合計額(年税額)	48	12ヶ月合計額(軽減平等割)
21	3号軽減・申請フラグ	52	12ヶ月合計額(被保数)	49	12ヶ月合計額(軽減額合計)
22	3号軽減・申請年月日	53	課税根拠(総所得金額)	50	12ヶ月合計額(限度超過額)
23	3号軽減・適用フラグ	54	課税根拠(給与特別控除額)	51	12ヶ月合計額(年税額)
24	決議分類	55	課税根拠(課税所得金額)	52	12ヶ月合計額(被保数)
25	更正済フラグ	56	課税根拠(固定資産税額)	53	課税根拠(総所得金額)
26	計算済フラグ	57	課税根拠(所得割額)	54	課税根拠(給与特別控除額)
27	決議書済フラグ	58	課税根拠(資産割額)	55	課税根拠(課税所得金額)
28	納通済フラグ	59	課税根拠(均等割額)	56	課税根拠(固定資産税額)
29	更正開始年月日	60	課税根拠(平等割額)	57	課税根拠(所得割額)
30	更正開始時刻	61	課税根拠(算出合計額)	58	課税根拠(資産割額)
31	更正区分	62	課税根拠(軽減均等割)	59	課税根拠(均等割額)
32	資格更正	63	課税根拠(軽減平等割)	60	課税根拠(平等割額)
33	所得更正	64	課税根拠(軽減額合計)	61	課税根拠(算出合計額)
34	資産更正	65	課税根拠(限度超過額)	62	課税根拠(軽減均等割)
35	介護更正	66	課税根拠(年税額)	63	課税根拠(軽減平等割)
36	3号軽減更正	67	課税根拠(被保数)	64	課税根拠(軽減額合計)
37	特徴切替更正	68	課税根拠(加入月数)	65	課税根拠(限度超過額)
38	旧国保更正	69	月割年税額	66	課税根拠(年税額)
39	資格更正数	70	減免額	67	課税根拠(被保数)
40	資格更正理由	71	確定賦課額	68	課税根拠(加入月数)
41	所得更正理由	72	既に賦課した額	69	月割年税額
42	資産更正理由	73	差引賦課額	70	減免額
43	3号軽減更正理由	74	暫定(前年度賦課額分)	71	確定賦課額
44	特徴切替更正理由	75	暫定(前年度最終期・賦課額)	72	既に賦課した額
45	旧国保更正理由	76	暫定(暫定賦課額)	73	差引賦課額
46	メモ	77	譲渡所得区分	74	暫定(前年度賦課額分)
		78	更正計算実行日	75	暫定(前年度最終期・賦課額)
賦課	国保賦課マスタ	79	更正計算実行時刻	76	暫定(暫定賦課額)
項番	項目名	80	メモ	77	譲渡所得区分
1	賦課年度	賦課	国保退職賦課マスタ	78	更正計算実行日
2	記号番号	項番	項目名	79	更正計算実行時刻
3	更正年月日	1	賦課年度	80	メモ
4	調定年度	2	記号番号		
5	調定月	3	更正年月日	賦課	介護賦課マスタ
6	世帯区分	4	調定年度	項番	項目名
7	国保退職者本人数	5	調定月	1	賦課年度
8	国保退職者被扶養数	6	世帯区分	2	記号番号
9	国保退職有無	7	国保退職者本人数	3	更正年月日
10	介護2号人数	8	国保退職者被扶養数	4	調定年度
11	介護有無	9	国保退職有無	5	調定月
12	介護退職者本人数	10	介護2号人数	6	世帯区分
13	介護退職者被扶養数	11	介護有無	7	国保退職者本人数
14	介護退職有無	12	介護退職者本人数	8	国保退職者被扶養数
15	賦課標準額(総所得金額)	13	介護退職者被扶養数	9	国保退職有無
16	賦課標準額(給与特別控除額)	14	介護退職有無	10	介護2号人数
17	賦課標準額(課税所得金額)	15	賦課標準額(総所得金額)	11	介護有無
18	賦課標準額(固定資産税額)	16	賦課標準額(給与特別控除額)	12	介護退職者本人数
19	算出税額(被保数)	17	賦課標準額(課税所得金額)	13	介護退職者被扶養数
20	算出税額(所得割額)	18	賦課標準額(固定資産税額)	14	介護退職有無
21	算出税額(資産割額)	19	算出税額(被保数)	15	賦課標準額(総所得金額)
22	算出税額(均等割額)	20	算出税額(所得割額)	16	賦課標準額(給与特別控除額)
23	算出税額(平等割額)	21	算出税額(資産割額)	17	賦課標準額(課税所得金額)
24	算出税額(算出合計額)	22	算出税額(均等割額)	18	賦課標準額(固定資産税額)
25	算出税額(軽減均等割額)	23	算出税額(平等割額)	19	算出税額(被保数)
26	算出税額(軽減平等割額)			20	算出税額(所得割額)

21	算出税額(資産割額)	18	賦課標準額(固定資産税額)	15	賦課標準額(総所得金額)
22	算出税額(均等割額)	19	算出税額(被保数)	16	賦課標準額(給与特別控除額)
23	算出税額(平等割額)	20	算出税額(所得割額)	17	賦課標準額(課税所得金額)
24	算出税額(算出合計額)	21	算出税額(資産割額)	18	賦課標準額(固定資産税額)
25	算出税額(軽減均等割額)	22	算出税額(均等割額)	19	算出税額(被保数)
26	算出税額(軽減平等割額)	23	算出税額(平等割額)	20	算出税額(所得割額)
27	算出税額(軽減額合計)	24	算出税額(算出合計額)	21	算出税額(資産割額)
28	算出税額(限度超過額)	25	算出税額(軽減均等割額)	22	算出税額(均等割額)
29	算出税額(年税額)	26	算出税額(軽減平等割額)	23	算出税額(平等割額)
30	軽減判定用総所得金額	27	算出税額(軽減額合計)	24	算出税額(算出合計額)
31	軽減判定用被保数	28	算出税額(限度超過額)	25	算出税額(軽減均等割額)
32	軽減保留区分	29	算出税額(年税額)	26	算出税額(軽減平等割額)
33	軽減区分	30	軽減判定用総所得金額	27	算出税額(軽減額合計)
34	軽減割合	31	軽減判定用被保数	28	算出税額(限度超過額)
35	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)	32	軽減保留区分	29	算出税額(年税額)
36	軽減判定旧国保被保数	33	軽減区分	30	軽減判定用総所得金額
37	平等割半額開始月	34	軽減割合	31	軽減判定用被保数
38	12ヶ月合計額(総所得金額)	35	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)	32	軽減保留区分
39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)	36	軽減判定旧国保被保数	33	軽減区分
40	12ヶ月合計額(課税所得金額)	37	平等割半額開始月	34	軽減割合
41	12ヶ月合計額(固定資産税額)	38	12ヶ月合計額(総所得金額)	35	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)
42	12ヶ月合計額(所得割額)	39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)	36	軽減判定旧国保被保数
43	12ヶ月合計額(資産割額)	40	12ヶ月合計額(課税所得金額)	37	平等割半額開始月
44	12ヶ月合計額(均等割額)	41	12ヶ月合計額(固定資産税額)	38	12ヶ月合計額(総所得金額)
45	12ヶ月合計額(平等割額)	42	12ヶ月合計額(所得割額)	39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)
46	12ヶ月合計額(算出合計額)	43	12ヶ月合計額(資産割額)	40	12ヶ月合計額(課税所得金額)
47	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	12ヶ月合計額(均等割額)	41	12ヶ月合計額(固定資産税額)
48	12ヶ月合計額(軽減平等割)	45	12ヶ月合計額(平等割額)	42	12ヶ月合計額(所得割額)
49	12ヶ月合計額(軽減額合計)	46	12ヶ月合計額(算出合計額)	43	12ヶ月合計額(資産割額)
50	12ヶ月合計額(限度超過額)	47	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	12ヶ月合計額(均等割額)
51	12ヶ月合計額(年税額)	48	12ヶ月合計額(軽減平等割)	45	12ヶ月合計額(平等割額)
52	12ヶ月合計額(被保数)	49	12ヶ月合計額(軽減額合計)	46	12ヶ月合計額(算出合計額)
53	課税根拠(総所得金額)	50	12ヶ月合計額(限度超過額)	47	12ヶ月合計額(軽減均等割)
54	課税根拠(給与特別控除額)	51	12ヶ月合計額(年税額)	48	12ヶ月合計額(軽減平等割)
55	課税根拠(課税所得金額)	52	12ヶ月合計額(被保数)	49	12ヶ月合計額(軽減額合計)
56	課税根拠(固定資産税額)	53	課税根拠(総所得金額)	50	12ヶ月合計額(限度超過額)
57	課税根拠(所得割額)	54	課税根拠(給与特別控除額)	51	12ヶ月合計額(年税額)
58	課税根拠(資産割額)	55	課税根拠(課税所得金額)	52	12ヶ月合計額(被保数)
59	課税根拠(均等割額)	56	課税根拠(固定資産税額)	53	課税根拠(総所得金額)
60	課税根拠(平等割額)	57	課税根拠(所得割額)	54	課税根拠(給与特別控除額)
61	課税根拠(算出合計額)	58	課税根拠(資産割額)	55	課税根拠(課税所得金額)
62	課税根拠(軽減均等割)	59	課税根拠(均等割額)	56	課税根拠(固定資産税額)
63	課税根拠(軽減平等割)	60	課税根拠(平等割額)	57	課税根拠(所得割額)
64	課税根拠(軽減額合計)	61	課税根拠(算出合計額)	58	課税根拠(資産割額)
65	課税根拠(限度超過額)	62	課税根拠(軽減均等割)	59	課税根拠(均等割額)
66	課税根拠(年税額)	63	課税根拠(軽減平等割)	60	課税根拠(平等割額)
67	課税根拠(被保数)	64	課税根拠(軽減額合計)	61	課税根拠(算出合計額)
68	課税根拠(加入月数)	65	課税根拠(限度超過額)	62	課税根拠(軽減均等割)
69	月割年税額	66	課税根拠(年税額)	63	課税根拠(軽減平等割)
70	減免額	67	課税根拠(被保数)	64	課税根拠(軽減額合計)
71	確定賦課額	68	課税根拠(加入月数)	65	課税根拠(限度超過額)
72	既に賦課した額	69	月割年税額	66	課税根拠(年税額)
73	差引賦課額	70	減免額	67	課税根拠(被保数)
74	暫定(前年度賦課額分)	71	確定賦課額	68	課税根拠(加入月数)
75	暫定(前年度最終期・賦課額)	72	既に賦課した額	69	月割年税額
76	暫定(暫定賦課額)	73	差引賦課額	70	減免額
77	譲渡所得区分	74	暫定(前年度賦課額分)	71	確定賦課額
78	更正計算実行日	75	暫定(前年度最終期・賦課額)	72	既に賦課した額
79	更正計算実行時刻	76	暫定(暫定賦課額)	73	差引賦課額
80	メモ	77	譲渡所得区分	74	暫定(前年度賦課額分)
		78	更正計算実行日	75	暫定(前年度最終期・賦課額)
		79	更正計算実行時刻	76	暫定(暫定賦課額)
		80	メモ	77	譲渡所得区分
				78	更正計算実行日
				79	更正計算実行時刻
				80	メモ
賦課	介護退職賦課マスタ	賦課	支援金賦課マスタ	賦課	支援金退職賦課マスタ
項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	賦課年度	1	賦課年度	1	賦課年度
2	記号番号	2	記号番号	2	記号番号
3	更正年月日	3	更正年月日	3	更正年月日
4	調定年度	4	調定年度	4	調定年度
5	調定月	5	調定月	5	調定月
6	世帯区分	6	世帯区分	6	世帯区分
7	国保退職者本人数	7	国保退職者本人数	7	国保退職者本人数
8	国保退職者被扶養数	8	国保退職者被扶養数	8	国保退職者被扶養数
9	国保退職有無	9	国保退職有無	9	国保退職有無
10	介護2号人数	10	介護2号人数	10	介護2号人数
11	介護有無	11	介護有無	11	介護有無
12	介護退職者本人数	12	介護退職者本人数	12	介護退職者本人数
13	介護退職者被扶養数	13	介護退職者被扶養数	13	介護退職者被扶養数
14	介護退職有無	14	介護退職有無	14	介護退職有無
15	賦課標準額(総所得金額)	15	賦課標準額(総所得金額)	15	賦課標準額(総所得金額)
16	賦課標準額(給与特別控除額)	16	賦課標準額(給与特別控除額)	16	賦課標準額(給与特別控除額)
17	賦課標準額(課税所得金額)	17	賦課標準額(課税所得金額)	17	賦課標準額(課税所得金額)

12	介護退職者本人数	9	国保退職者被扶養数	89	課税根拠(介護・被保数)
13	介護退職者被扶養数	10	国保退職有無	90	課税根拠(加入月数)
14	介護退職有無	11	介護2号人数	91	月割年税額
15	賦課標準額(総所得金額)	12	介護有無	92	減免額
16	賦課標準額(給与特別控除額)	13	介護退職者本人数	93	減免開始期
17	賦課標準額(課税所得金額)	14	介護退職者被扶養数	94	減免種別
18	賦課標準額(固定資産税額)	15	介護退職有無	95	更正区分
19	算出税額(被保数)	16	賦課標準額(国保・総所得金額)	96	確定賦課額
20	算出税額(所得割額)	17	賦課標準額(国保・給与特別控除額)	97	国保分確定賦課額
21	算出税額(資産割額)	18	賦課標準額(国保・課税所得金額)	98	国保退職分確定賦課額
22	算出税額(均等割額)	19	賦課標準額(国保・固定資産税額)	99	介護分確定賦課額
23	算出税額(平等割額)	20	賦課標準額(介護・総所得金額)	100	介護退職分確定賦課額
24	算出税額(算出合計額)	21	賦課標準額(介護・給与特別控除額)	101	支援金分確定賦課額
25	算出税額(軽減均等割額)	22	賦課標準額(介護・課税所得金額)	102	支援金退職分確定賦課額
26	算出税額(軽減平等割額)	23	賦課標準額(介護・固定資産税額)	103	変更前特徴徴収区分
27	算出税額(軽減額合計)	24	算出税額(国保・被保数)	104	変更前特徴徴収区分
28	算出税額(限度超過額)	25	算出税額(介護・被保数)	105	変更後特徴徴収区分
29	算出税額(年税額)	26	算出税額(所得割額)	106	変更後特徴徴収区分
30	軽減判定用総所得金額	27	算出税額(資産割額)	107	特別徴収額
31	軽減判定用被保数	28	算出税額(均等割額)	108	既に賦課した額
32	軽減保留区分	29	算出税額(平等割額)	109	差引賦課額
33	軽減区分	30	算出税額(算出合計額)	110	暫定(前年度賦課額分)
34	軽減割合	31	算出税額(軽減均等割額)	111	暫定(前年度最終期・賦課額)
35	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)	32	算出税額(軽減平等割額)	112	暫定(暫定賦課額)
36	軽減判定旧国保被保数	33	算出税額(軽減額合計)	113	暫定(国保分暫定賦課額)
37	平等割半額開始月	34	算出税額(限度超過額)	114	暫定(国保退職分暫定賦課額)
38	12ヶ月合計額(総所得金額)	35	算出税額(年税額)	115	暫定(介護分暫定賦課額)
39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)	36	軽減判定用総所得金額	116	暫定(介護退職分暫定賦課額)
40	12ヶ月合計額(課税所得金額)	37	軽減判定用被保数	117	暫定(支援金分暫定賦課額)
41	12ヶ月合計額(固定資産税額)	38	軽減判定基準日	118	暫定(支援金退職分暫定賦課額)
42	12ヶ月合計額(所得割額)	39	軽減保留区分	119	譲渡所得区分
43	12ヶ月合計額(資産割額)	40	軽減区分	120	更正計算実行日
44	12ヶ月合計額(均等割額)	41	軽減割合	121	更正計算実行時刻
45	12ヶ月合計額(平等割額)	42	3号軽減該当フラグ	122	メモ
46	12ヶ月合計額(算出合計額)	43	軽減判定用総所得金額(緩和措置前)		
47	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	軽減判定旧国保被保数		賦課 月別マスタ
48	12ヶ月合計額(軽減平等割)	45	平等割半額開始月		項番 項目名
49	12ヶ月合計額(軽減額合計)	46	非自発の失業者世帯フラグ	1	賦課年度
50	12ヶ月合計額(限度超過額)	47	世帯割軽減割合区分	2	記号番号
51	12ヶ月合計額(年税額)	48	統計用軽減区分	3	月別賦課(合算・所得割額)
52	12ヶ月合計額(被保数)	49	統計用軽減区分見込	4	月別賦課(合算・資産割額)
53	課税根拠(総所得金額)	50	12ヶ月合計額(国保・総所得金額)	5	月別賦課(合算・均等割額)
54	課税根拠(給与特別控除額)	51	12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額)	6	月別賦課(合算・平等割額)
55	課税根拠(課税所得金額)	52	12ヶ月合計額(国保・課税所得金額)	7	月別賦課(合算・算出合計額)
56	課税根拠(固定資産税額)	53	12ヶ月合計額(国保・固定資産税額)	8	月別賦課(合算・軽減均等割)
57	課税根拠(所得割額)	54	12ヶ月合計額(介護・総所得金額)	9	月別賦課(合算・軽減平等割)
58	課税根拠(資産割額)	55	12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額)	10	月別賦課(合算・軽減合計額)
59	課税根拠(均等割額)	56	12ヶ月合計額(介護・課税所得金額)	11	月別賦課(合算・限度超過額)
60	課税根拠(平等割額)	57	12ヶ月合計額(介護・固定資産税額)	12	月別賦課(合算・年税額)
61	課税根拠(算出合計額)	58	12ヶ月合計額(所得割額)	13	月別賦課(国保・総所得金額)
62	課税根拠(軽減均等割)	59	12ヶ月合計額(資産割額)	14	月別賦課(国保・給与特別控除額)
63	課税根拠(軽減平等割)	60	12ヶ月合計額(均等割額)	15	月別賦課(国保・課税所得金額)
64	課税根拠(軽減額合計)	61	12ヶ月合計額(平等割額)	16	月別賦課(国保・固定資産税額)
65	課税根拠(限度超過額)	62	12ヶ月合計額(算出合計額)	17	月別賦課(国保・被保数)
66	課税根拠(年税額)	63	12ヶ月合計額(軽減均等割)	18	月別賦課(国保・所得割額)
67	課税根拠(被保数)	64	12ヶ月合計額(軽減平等割)	19	月別賦課(国保・資産割額)
68	課税根拠(加入月数)	65	12ヶ月合計額(軽減額合計)	20	月別賦課(国保・均等割額)
69	月割年税額	66	12ヶ月合計額(限度超過額)	21	月別賦課(国保・平等割額)
70	減免額	67	12ヶ月合計額(年税額)	22	月別賦課(国保・算出合計額)
71	確定賦課額	68	12ヶ月合計額(国保・被保数)	23	月別賦課(国保・軽減均等割)
72	既に賦課した額	69	12ヶ月合計額(介護・被保数)	24	月別賦課(国保・軽減平等割)
73	差引賦課額	70	課税根拠(国保・総所得金額)	25	月別賦課(国保・軽減合計額)
74	暫定(前年度賦課額分)	71	課税根拠(国保・給与特別控除額)	26	月別賦課(国保・限度超過額)
75	暫定(前年度最終期・賦課額)	72	課税根拠(国保・課税所得金額)	27	月別賦課(国保・年税額)
76	暫定(暫定賦課額)	73	課税根拠(国保・固定資産税額)	28	月別賦課(国保退職・総所得金額)
77	譲渡所得区分	74	課税根拠(介護・総所得金額)	29	月別賦課(国保退職・給与特別控除額)
78	更正計算実行日	75	課税根拠(介護・給与特別控除額)	30	月別賦課(国保退職・課税所得金額)
79	更正計算実行時刻	76	課税根拠(介護・課税所得金額)	31	月別賦課(国保退職・固定資産税額)
80	メモ	77	課税根拠(介護・固定資産税額)	32	月別賦課(国保退職・退職本人数)
		78	課税根拠(所得割額)	33	月別賦課(国保退職・退職被扶養数)
		79	課税根拠(資産割額)	34	月別賦課(国保退職・所得割額)
		80	課税根拠(均等割額)	35	月別賦課(国保退職・資産割額)
		81	課税根拠(平等割額)	36	月別賦課(国保退職・均等割額)
		82	課税根拠(算出合計額)	37	月別賦課(国保退職・平等割額)
		83	課税根拠(軽減均等割)	38	月別賦課(国保退職・算出合計額)
		84	課税根拠(軽減平等割)	39	月別賦課(国保退職・軽減均等割)
		85	課税根拠(軽減額合計)	40	月別賦課(国保退職・軽減平等割)
		86	課税根拠(限度超過額)	41	月別賦課(国保退職・軽減合計額)
		87	課税根拠(年税額)	42	月別賦課(国保退職・限度超過額)
		88	課税根拠(国保・被保数)	43	月別賦課(国保退職・年税額)
賦課	合算賦課マスタ				
項番	項目名				
1	賦課年度				
2	記号番号				
3	更正年月日				
4	更正理由				
5	調定年度				
6	調定月				
7	世帯区分				
8	国保退職者本人数				

44	月別賦課(介護・総所得金額)	5	該当 入力日	項番	項目名
45	月別賦課(介護・給与特別控除額)	6	該当 異動日	1	賦課年度
46	月別賦課(介護・課税所得金額)	7	該当 事由	2	記号番号
47	月別賦課(介護・固定資産税額)	8	該当 入所先	3	徴収区分
48	月別賦課(介護・被保数)	9	備考	4	調定年度
49	月別賦課(介護・所得割額)	10	非該当 届出日	5	期
50	月別賦課(介護・資産割額)	11	非該当 入力日	6	期月
51	月別賦課(介護・均等割額)	12	非該当 異動日	7	更正前合算分期別税額
52	月別賦課(介護・平等割額)	13	賦課区	8	更正前国保分期別税額
53	月別賦課(介護・算出合計額)	14	メモ	9	更正前国保退職分期別税額
54	月別賦課(介護・軽減均等割)			10	更正前介護分期別税額
55	月別賦課(介護・軽減平等割)	賦課	適用除外状況マスタ	11	更正前介護退職分期別税額
56	月別賦課(介護・軽減合計額)	項番	項目名	12	更正前支援金分期別税額
57	月別賦課(介護・限度超過額)	1	賦課年度	13	更正前支援金退職分期別税額
58	月別賦課(介護・年税額)	2	個人コード	14	更正後合算分期別税額
59	月別賦課(介護退職・総所得金額)	3	引継済フラグ	15	更正後国保分期別税額
60	月別賦課(介護退職・給与特別控除額)	4	引継年月日	16	更正後国保退職分期別税額
61	月別賦課(介護退職・課税所得金額)	5	適用除外区分	17	更正後介護分期別税額
62	月別賦課(介護退職・固定資産税額)	6	メモ	18	更正後介護退職分期別税額
63	月別賦課(介護退職・退職本人数)			19	更正後支援金分期別税額
64	月別賦課(介護退職・退職被扶養数)	賦課	納通個人マスタ	20	更正後支援金退職分期別税額
65	月別賦課(介護退職・所得割額)	項番	項目名	21	納期限
66	月別賦課(介護退職・資産割額)	1	賦課年度	22	収入額
67	月別賦課(介護退職・均等割額)	2	記号番号	23	差額納通
68	月別賦課(介護退職・平等割額)	3	個人コード	24	メモ
69	月別賦課(介護退職・算出合計額)	4	所得判明区分		
70	月別賦課(介護退職・軽減均等割)	5	総所得金額	賦課	納通世帯マスタ
71	月別賦課(介護退職・軽減平等割)	6	課税所得	項番	項目名
72	月別賦課(介護退職・軽減合計額)	7	非自発の失業者軽減該当区分	1	賦課年度
73	月別賦課(介護退職・限度超過額)	8	非自発の失業該当日	2	記号番号
74	月別賦課(介護退職・年税額)	9	非自発の失業非該当日	3	主個人コード
75	月別賦課(支援金・所得割額)	10	旧ただし書総所得金額(非自発の失業者軽減前)	4	調定年度
76	月別賦課(支援金・資産割額)	11	所得割算定基礎(非自発の失業者軽減前)	5	更正年月日
77	月別賦課(支援金・均等割額)	12	固定資産税額	6	発行年月日
78	月別賦課(支援金・平等割額)	13	軽減判定用総所得金額	7	通知書番号
79	月別賦課(支援金・算出合計額)	14	国保・所得割額	8	納通済フラグ
80	月別賦課(支援金・軽減均等割)	15	国保・所得割額(非自発の失業者軽減前)	9	決議分類
81	月別賦課(支援金・軽減平等割)	16	国保・資産割額	10	更正区分
82	月別賦課(支援金・軽減合計額)	17	国保・均等割額	11	主区分
83	月別賦課(支援金・限度超過額)	18	国保・算定税額	12	2割申請発行対象フラグ
84	月別賦課(支援金・年税額)	19	国保・算出税額(非自発の失業者軽減前)	13	軽減判定用総所得金額
85	月別賦課(支援金退職・所得割額)	20	国保・軽減均等割額	14	軽減判定用被保数
86	月別賦課(支援金退職・資産割額)	21	国保・加入月数	15	更正前徴収区分
87	月別賦課(支援金退職・均等割額)	22	国保・加入月数(非自発の失業者期間)	16	更正前特別徴収義務者コード
88	月別賦課(支援金退職・平等割額)	23	国保・税額	17	更正前特別徴収対象年金コード
89	月別賦課(支援金退職・算出合計額)	24	介護・所得割額	18	更正後徴収区分
90	月別賦課(支援金退職・軽減均等割)	25	介護・所得割額(非自発の失業者軽減前)	19	更正後特別徴収義務者コード
91	月別賦課(支援金退職・軽減平等割)	26	介護・資産割額	20	更正後特別徴収対象年金コード
92	月別賦課(支援金退職・軽減合計額)	27	介護・均等割額	21	特別徴収切替変更事由
93	月別賦課(支援金退職・限度超過額)	28	介護・算定税額	22	収納方法
94	月別賦課(支援金退職・年税額)	29	介護・算出税額(非自発の失業者軽減前)	23	納組コード
95	月別賦課(世帯課非区分)	30	介護・軽減均等割額	24	納組名(納貯名)
96	月別賦課(国保・課非変更)	31	介護・加入月数	25	金融機関コード
97	メモ	32	介護・加入月数(非自発の失業者期間)	26	支店コード
		33	介護・税額	27	支店名
賦課	期別マスタ	34	支援金・所得割額	28	金融機関名
項番	項目名	35	支援金・所得割額(非自発の失業者軽減前)	29	口座番号
1	賦課年度	36	支援金・資産割額	30	口座種別(種類)
2	記号番号	37	支援金・均等割額	31	名義人カナ
3	徴収区分	38	支援金・算定税額	32	名義人漢字
4	調定年度	39	支援金・算出税額(非自発の失業者軽減前)	33	組勤日付
5	期数	40	支援金・軽減均等割額	34	世帯区分
6	期月	41	支援金・税額	35	増減税額
7	期別情報・賦課額(合算)	42	国保資格区分	36	税目
8	期別情報・賦課額(国保)	43	国保退職資格区分	37	更正理由
9	期別情報・賦課額(国保退職)	44	介護資格区分	38	メッセージ
10	期別情報・賦課額(介護)	45	介護退職資格区分	39	更正前課税所得
11	期別情報・賦課額(介護退職)	46	非自発の失業該当月区分	40	更正前課税所得(介護)
12	期別情報・賦課額(支援金)	47	旧国保被保険者該当年月日	41	更正前固定資産税額
13	期別情報・賦課額(支援金退職)	48	旧国保被保険者非該当年月日	42	更正前固定資産税額(介護)
14	納期限	49	異動情報・異動事由	43	更正後課税所得
15	公示送達年月日	50	異動情報・異動年月日	44	更正後課税所得(介護)
16	メモ	51	更正情報・住民税更正理由	45	更正後固定資産税額
		52	更正情報・住民税更正年月日	46	更正後固定資産税額(介護)
賦課	適用除外管理マスタ	53	更正情報・資産更正理由	47	更正前所得割額
項番	項目名	54	更正情報・資産更正年月日	48	更正前資産割額
1	個人コード	55	旧ただし書経過措置区分	49	更正前均等割人員数
2	削除フラグ	56	メモ	50	更正前均等割額
3	削除フラグ入力日			51	更正前平等割額
4	該当 届出日	賦課	納通期別マスタ	52	更正前算定税額

53	更正前軽減割合	133	更正後算定税額(介護)	10	被保数
54	更正前軽減均等割	134	更正後軽減均等割額(介護)	11	給付制限開始日
55	更正前軽減平等割	135	更正後軽減平等割額(介護)	12	給付制限終了日
56	更正前軽減額合計	136	更正後軽減額合計(介護)	13	生活保護減免額
57	更正前限度超過額	137	更正後限度超過額(介護)	14	判定年月日
58	更正前加入月数	138	更正後月割年税額(介護)	15	判定結果
59	更正前月割年税額	139	更正後減免額(介護)	16	不承認理由
60	更正前月割前年税額	140	更正後納付税額(介護)	17	対象保険料
61	更正前減免額	141	更正後既課税額(介護)	18	対象月数
62	更正前納付税額	142	更正後差引納付額(介護)	19	減免率
63	更正前特別徴収額	143	更正前納付税額(介護退職)	20	開始年月
64	更正前既課税額	144	更正後納付税額(介護退職)	21	終了年月
65	更正前差引納付額	145	更正前所得割額(支援金)	22	取消年月日
66	更正後所得割額	146	更正前資産割額(支援金)	23	却下理由(内部用)
67	更正後資産割額	147	更正前均等割額(支援金)	24	却下理由(通知用)
68	更正後均等割人員数	148	更正前平等割額(支援金)	25	メモ
69	更正後均等割額	149	更正前算定税額(支援金)	26	賦課区
70	更正後平等割額	150	更正前軽減均等割額(支援金)	賦課	所得(軽減前)マスタ
71	更正後算定税額	151	更正前軽減平等割額(支援金)	項番	項目名
72	更正後軽減割合	152	更正前軽減額合計(支援金)	1	法別番号
73	更正後軽減均等割	153	更正前限度超過額(支援金)	2	賦課年度
74	更正後軽減平等割	154	更正前月割年税額(支援金)	3	個人コード
75	更正後軽減額合計	155	更正前減免額(支援金)	4	更正回数
76	更正後限度超過額	156	更正前納付税額(支援金)	5	所得履歴
77	更正後加入月数	157	更正前既課税額(支援金)	6	非自発の失業該当日
78	更正後月割年税額	158	更正前差引納付額(支援金)	7	非自発の失業非該当日
79	更正後月割前年税額	159	更正後所得割額(支援金)	8	所得稼得区分
80	更正後減免額	160	更正後資産割額(支援金)	9	個人課非区分
81	更正後納付税額	161	更正後均等割額(支援金)	10	給与所得(専給除く)
82	更正後特別徴収額	162	更正後平等割額(支援金)	11	給与所得(専給含む)
83	更正後既課税額	163	更正後算定税額(支援金)	12	旧 総所得
84	更正後差引納付額	164	更正後軽減均等割額(支援金)	13	本 総所得
85	更正前所得割額(国保)	165	更正後軽減平等割額(支援金)	14	軽減判定総所得
86	更正前資産割額(国保)	166	更正後軽減額合計(支援金)	15	低所得判定用所得
87	更正前均等割額(国保)	167	更正後限度超過額(支援金)	16	旧 課税所得
88	更正前平等割額(国保)	168	更正後月割年税額(支援金)	17	本 課税所得
89	更正前算定税額(国保)	169	更正後減免額(支援金)	18	所得割基礎額
90	更正前軽減均等割額(国保)	170	更正後納付税額(支援金)	19	住民税総所得額
91	更正前軽減平等割額(国保)	171	更正後既課税額(支援金)	20	住民税市区町村所得割(減免後)
92	更正前軽減額合計(国保)	172	更正後差引納付額(支援金)	21	住民税都道府県所得割(減免後)
93	更正前限度超過額(国保)	173	更正前納付税額(支援金退職)	22	住民税市区町村均等割(減免後)
94	更正前月割年税額(国保)	174	更正後納付税額(支援金退職)	23	住民税都道府県均等割(減免後)
95	更正前減免額(国保)	175	前年度年税額(合算)	24	メモ
96	更正前納付税額(国保)	176	前年度最終期別税額(合算)	特徴	特別徴収管理マスタ
97	更正前既課税額(国保)	177	暫定税額(合算)	項番	項目名
98	更正前差引納付額(国保)	178	前年度年税額(国保)	1	特徴年度
99	更正後所得割額(国保)	179	前年度最終期別税額(国保)	2	制度区分
100	更正後資産割額(国保)	180	暫定税額(国保)	3	個人コード
101	更正後均等割額(国保)	181	前年度年税額(国保退職)	4	被保険者番号
102	更正後平等割額(国保)	182	前年度最終期別税額(国保退職)	5	区コード
103	更正後算定税額(国保)	183	暫定税額(国保退職)	6	捕捉時期
104	更正後軽減均等割額(国保)	184	前年度年税額(介護)	7	特別徴収開始年月
105	更正後軽減平等割額(国保)	185	前年度最終期別税額(介護)	8	特別徴収終了年月
106	更正後軽減額合計(国保)	186	暫定税額(介護)	9	特別徴収義務者コード
107	更正後限度超過額(国保)	187	前年度年税額(介護退職)	10	基礎年金番号
108	更正後月割年税額(国保)	188	前年度最終期別税額(介護退職)	11	年金コード
109	更正後減免額(国保)	189	暫定税額(介護退職)	12	支払回数割保険料額(端数金額込み)
110	更正後納付税額(国保)	190	前年度年税額(支援金)	13	支払回数割保険料額
111	更正後既課税額(国保)	191	前年度最終期別税額(支援金)	14	仮徴収額
112	更正後差引納付額(国保)	192	暫定税額(支援金)	15	特別徴収状態区分
113	更正前納付税額(国保退職)	193	前年度年税額(支援金退職)	16	年金受給額
114	更正後納付税額(国保退職)	194	前年度最終期別税額(支援金退職)	17	特徴回付区分
115	更正前所得割額(介護)	195	暫定税額(支援金退職)	18	住所地特例状態区分
116	更正前資産割額(介護)	196	更正前平等割半額開始月	19	特徴依頼日
117	更正前均等割額(介護)	197	更正後平等割半額開始月	20	特徴依頼事由
118	更正前平等割額(介護)	198	更正前非自発の失業者世帯フラグ	21	特徴依頼結果通知日
119	更正前算定税額(介護)	199	更正後非自発の失業者世帯フラグ	22	特徴依頼結果
120	更正前軽減均等割額(介護)	200	メモ	23	特徴停止依頼日
121	更正前軽減平等割額(介護)	賦課	減免管理マスタ	24	特徴停止事由
122	更正前軽減額合計(介護)	項番	項目名	25	特徴停止結果通知日
123	更正前限度超過額(介護)	1	賦課年度	26	特徴停止結果
124	更正前減免額(介護)	2	国保番号	27	特徴結果取込日
125	更正前納付税額(介護)	3	申請事由	28	特徴結果事由
126	更正前既課税額(介護)	4	申請年月日	29	特徴結果金額
127	更正前差引納付額(介護)	5	被災状況	30	普通徴収切替日
128	更正後所得割額(介護)	6	被災年月日	31	仮徴収額変更依頼日
129	更正後資産割額(介護)	7	所得減少見込所得	32	仮徴収額変更事由
130	更正後資産割額(介護)	8	所得減少率	33	仮徴収額変更結果通知日
131	更正後均等割額(介護)	9	低所得見込所得		
132	更正後平等割額(介護)				

34	仮徴収額変更結果	39	収納額(当月)	18	支援一般分年間保険料
35	住所地特例依頼日	40	特徴退職分収納額(当月)	19	擬制世帯表示
36	住所地特例依頼事由	41	延滞金調定額(調定)		
37	住所地特例依頼結果通知日	42	延滞金起算日	収納	調定履歴ファイル
38	住所地特例依頼結果	43	延滞金収納額(収納)	項番	項目名
39	メモ	44	今年度延滞金収納額(当月)	1	収納年度
		45	当月過誤納額	2	調定年度
特徴	介護特別徴収対象者マスタ	46	過誤納発生日	3	賦課年度
項番	項目名	47	収入異動事由コード	4	税目
1	特徴年度	48	還付事由	5	通知書番号
2	区コード	49	還付番号	6	期別優先
3	捕捉時期	50	還付発生日年月日	7	期
4	市町村コード	51	還付発生生金額	8	履歴番号
5	特別徴収義務者コード	52	還付金額	9	最終履歴番号
6	通知内容コード	53	還付支払い年月日	10	表示税目
7	特別徴収制度コード	54	還付支払方法	11	行政区コード
8	作成年月日	55	還付済額	12	個人コード
9	基礎年金番号	56	還付回数	13	関連事由コード
10	年金コード	57	還付口座振替フラグ	14	名寄住民コード
11	生年月日	58	還付加算金	15	記号番号/被保険者番号
12	性別	59	充当事由	16	前納報奨金
13	カナ氏名	60	振替番号(充当番号)	17	納付予定年度
14	漢字氏名	61	充当年月日	18	今年度更新区分
15	郵便番号	62	充当金額	19	調定データ区分
16	カナ住所	63	元先収納年度	20	調定事由コード
17	漢字住所	64	元先調定年度	21	調定年月日
18	各種区分	65	元先課税年度	22	納期限
19	処理結果	66	元先税目	23	調定額
20	後期移管コード	67	元先通知書番号	24	医療退職分調定額
21	各種年月日	68	元先期別優先	25	介護分調定額
22	各種金額	69	元先期	26	介護退職分調定額
23	共済年金証書記号番号	70	納付書区分	27	支援金分調定額(調定)
24	介護被保険者番号	71	納付月(自至)	28	支援金分退職調定額(調定)
25	介護個人区分	72	納付回数	29	収納方法
26	介護個人コード	73	バッチ番号	30	公示送達
27	介護住所地特例	74	バッチ番号(連)	31	公示年月日
28	介護捕捉年月日	75	督促状発生日		
29	介護待機フラグ	76	督促状指定納期限	収納	収入履歴ファイル
30	メモ	77	公示フラグ・納通	項番	項目名
		78	公示フラグ・納付書	1	収納年度
収納	収納期別マスタ	79	公示フラグ・督促状	2	調定年度
項番	項目名	80	公示フラグ・還付済	3	賦課年度
1	収納年度	81	公示送達区分・納通	4	税目
2	調定年度	82	公示送達区分・納付書	5	通知書番号
3	賦課年度	83	公示送達区分・督促状	6	期別優先
4	税目	84	公示送達区分・還付済	7	期
5	通知書番号	85	公示送達年月日・納通	8	履歴番号
6	期別優先	86	公示送達年月日・納付書	9	最終履歴番号
7	期	87	公示送達年月日・督促状	10	表示税目
8	表示税目	88	公示送達年月日・還付済	11	行政区コード
9	個人コード	89	不納欠損区分	12	個人コード
10	名寄住民コード	90	不納欠損年月日	13	名寄住民コード
11	記号番号	91	不納欠損事由	14	記号番号
12	関連事由コード	92	時効事由	15	収入データ区分
13	レコード作成区分	93	時効中断区分	16	収入年月日
14	今年度更新区分	94	時効中断年月日	17	収納年月日
15	調定データ区分	95	訪問徴収フラグ	18	納付書区分
16	調定事由コード	96	督促手数料	19	納付月(自至)
17	調定年月日	97	前納報奨金	20	調定額
18	滞納繰越時調定額(調定)	98	前納総額区分	21	収納額(当月)
19	今年度調定額(調定)			22	特徴退職分収納額(当月)
20	今年度退職分調定額(調定)	収納	収納個別マスタ	23	延滞金収納額(当月)
21	今年度介護分調定額(調定)	項番	項目名	24	収入異動事由コード
22	今年度介護退職分調定額(調定)	1	収納年度	25	消込年月日
23	今年度支援金分調定額(調定)	2	調定年度	26	還付事由
24	今年度支援金分退職分調定額(調定)	3	賦課年度	27	還付番号
25	調定額(調定)	4	税目	28	還付発生日年月日
26	医療退職分調定額(調定)	5	通知書番号	29	還付発生生金額
27	介護分調定額(調定)	6	表示税目	30	還付金額
28	介護退職分調定額(調定)	7	医療退人数	31	還付支払い年月日
29	支援金分調定額(調定)	8	医療一般人数	32	還付済額
30	支援金分退職調定額(調定)	9	介護退職人数	33	還付回数
31	収入データ区分	10	介護一般人数	34	還付口座振替フラグ
32	収入年月日	11	支援退職人数	35	還付加算金
33	収納年月日	12	支援一般人数	36	充当事由
34	納期限	13	医療退職分年間保険料	37	振替番号(充当番号)
35	収納方法	14	医療一般分年間保険料	38	充当年月日
36	口座引落不能フラグ	15	介護退職分年間保険料	39	充当金額
37	滞納繰越時収納額(当月)	16	介護一般分年間保険料	40	元先収納年度
38	今年度収入額(当月)	17	支援退職分年間保険料	41	元先調定年度

42	元先課税年度	44	元先調定年度	47	点数
43	元先税目	45	元先課税年度	48	公費一部負担金
44	元先通知書番号	46	元先税目	49	一部負担金
45	元先期別優先	47	元先通知書番号	50	食事日数
46	元先期	48	元先期別優先	51	食事金額
		49	元先期	52	標準負担金
収納	摘要ファイル	50	元先月(入力)	53	国保食事日数
項番	項目名	51	還付未済再通知日	54	国保食事金額
1	収納年度	52	台帳・通知書出力状態	55	国保食事標準負担金
2	調定年度			56	高額該当コード
3	賦課年度	収納	コンビニ累積ファイル	57	高額未更新フラグ
4	税目	項番	項目名	58	高額対象
5	通知書番号	1	読込区分	59	給付対象
6	期別優先	2	CVS連番	60	介護合算対象
7	期	3	調定年度	61	減免有無
8	摘要コード	4	税目	62	減免点数
9	履歴番号	5	通知書番号	63	減免額
10	最終履歴番号	6	月始月終	64	減免申請日
11	表示税目	7	行政区コード	65	減免決定日
12	個人コード	8	受入年月日	66	標準負担減免額
13	記号番号	9	納付書区分	67	不当
14	摘要種別フラグ	10	賦課年度	68	過誤
15	登録解除事由由文字入力フラグ	11	国保番号	69	過誤理由区分
16	摘要登録事由	12	主連番	70	過誤申出日
17	摘要登録事由由内容	13	納付金額	71	再審
18	摘要解除事由	14	処理日	72	再審査送付日
19	摘要解除事由由内容	15	CVS本部コード	73	給付更正事由
20	登録日	16	CVS店舗コード	74	求償区分
21	解除日	17	送金予定日	75	療養費申請日
22	指定日	18	払込日付	76	療養費支払決定日
23	摘要処分番号	19	払込時刻	77	療養費支払日
24	備考			78	エラー有無
25	担当者コード	国保給付	給付DB	79	給付エラーフラグ
26	担当者名	項番	項目名	80	給付ワーニングフラグ
		1	処理年月(レセプト)	81	修正前レセプト番号
収納	還付・充当ファイル	2	点数表(レセプト)	82	メモ
項番	項目名	3	種別(レセプト)	83	退職本人・扶養区分
1	収納年度	4	給付コード(レセプト)	84	寝たきり
2	調定年度	5	入外コード(レセプト)	85	退職表示
3	賦課年度	6	履歴数	86	全国共通キー
4	税目	7	保険者番号	87	府県(処方箋医療)
5	通知書番号	8	記号番号	88	点数表(処方箋医療)
6	期別優先	9	年度区分	89	処方箋医療機関コード
7	期	10	保険区分	90	入院年月日
8	表示税目	11	世帯コード	91	低所得区分
9	発生年月日	12	個人コード	92	一部負担金猶予額
10	個人コード	13	生年月日	93	一部負担金申請日
11	名寄住民コード	14	性別	94	医療費通知作成状況
12	記号番号	15	府県(医療)	95	食事患者負担額
13	関連事由コード	16	点数表(医療)		
14	収入データ区分	17	医療機関コード	国保給付	給付前期高齢者状況マスタ
15	収入年月日	18	診療科	項番	項目名
16	収納年月日	19	診療年月	1	記号番号
17	納期限	20	診療開始年月日	2	高齢者年度
18	収納方法	21	転帰	3	個人コード
19	口座引落とし不能フラグ	22	診療実日数	4	一定以上所得者判定用所得
20	調定額(調定)	23	患者窓口負担額	5	低所得者I判定用所得
21	収納額(当月)	24	点数	6	所得判明区分
22	還付未済額	25	決定点数	7	課税・非課税・未申告区分
23	延滞金調定額(調定)	26	初診点数	8	所得区分
24	延滞金収納額(収納)	27	初診回数	9	個人の自己負担金
25	当月延滞金過誤納額	28	再診回数	10	個人の所得区分
26	過誤納発生日	29	指導管理料	11	世帯の申請区分
27	還付事由	30	調剤基本料	12	緩和措置世帯区分
28	還付番号	31	特記コード(1)(初診サイン)		
29	還付発生金額	32	特記コード(2)(県内県外区分)	国保給付	医療機関マスタ
30	還付金額	33	特殊コード(補診)	項番	項目名
31	延滞金還付金額	34	給付割合	1	府県コード
32	還付発生年月日	35	費用額	2	点数表区分
33	還付済額	36	一部負担金	3	医療機関コード
34	還付支払い年月日	37	保険者負担金	4	医療機関名カナ
35	還付回数	38	国保優先	5	医療機関名漢字
36	還付口座振替フラグ	39	他法優先	6	郵便番号
37	還付加算金	40	患者負担額	7	所在地
38	充当事由	41	高額療養費	8	方書
39	振替番号(充当番号)	42	法制	9	電話番号
40	充当年月日	43	府県	10	開廃区分
41	充当金額	44	番号	11	開始日
42	延滞金還付済額	45	受給者番号	12	廃止日
43	元先収納年度	46	日数	13	総合区分

14	経営主体コード	67	特記区分
15	病床数	68	機械処理年月日
16	病院区分	69	余白
17	科目		
		国保給付	高額介護合算療養費情報
国保給付	給付個人情報	項番	項目名
項番	項目名		(検討中)
1	個人コード		
2	医療費通知不送付フラグ	国保給付	出産育児一時金
3	医療費通知不送付登録年月日	項番	項目名
4	メモ(不送付)		(検討中)
連携	年金被保険者マスタ	国保給付	葬祭費
項番	項目名	項番	項目名
1	記号		(検討中)
2	番号		
3	重複フラグ	国保給付	療養費
4	住民コード	項番	項目名
5	異動コード		(検討中)
6	理由コード		
7	取得年月日	住民共通	個人番号管理ファイル
8	区分コード	項番	項目名
9	種別コード	1	個人コード
10	喪失年月日	2	履歴番号
11	付加異動コード	3	個人番号
12	付加種別コード	4	非表示フラグ
13	付加該当コード	5	統合宛名番号
14	付加非該当コード	6	付番年月日
15	付加加入年月日	7	予備1
16	付加辞退年月日	8	予備2
17	付加終期	9	予備3
18	免除区分コード	10	データ更新区分
19	免除理由コード	11	更新年月日
20	免除異動コード	12	更新時刻
21	免除却下理由コード	13	端末ID
22	免除開始年月日	14	ユーザID
23	免除終了年月日	15	論理ロック
24	免除始期		
25	免除終期	住民共通	個人番号管理マスタ更新ログテーブル
26	免除却下年月日	項番	項目名
27	基礎年金種別	1	発生連番
28	基礎取得年月日	2	テーブル更新区分
29	基礎取得処理年月日	3	個人コード
30	基礎喪失年月日	4	履歴番号
31	基礎喪失処理年月日	5	コード
32	任意満了年月日	6	対象レコード更新年月日
33	電話番号種別	7	対象レコード更新時刻
34	電話番号	8	対象レコード端末ID
35	異動情報事由	9	対象レコードユーザID
36	異動情報年月日	10	データベースユーザ名
37	異動情報時刻	11	OSユーザ名
38	不在理由コード	12	IPアドレス
39	不在決定年月日	13	マシン名
40	不在届出年月日	14	プログラム名
41	不在処理年月日	15	更新年月日
42	区役所コード	16	更新時刻
43	進達区分		
44	判明不在理由コード		
45	判明不在決定年月日		
46	判明不在届出年月日		
47	判明不在処理年月日		
48	判明区役所コード		
49	判明進達区分		
50	転出年月日		
51	リンク前整理番号		
52	記号番号区分		
53	記号番号		
54	訂正前記号番号		
55	異動届出年月日		
56	進達区分		
57	異動コード		
58	処理年月日		
59	区役所コード		
60	カナ利用区分		
61	カナ氏名		
62	カナ通称名		
63	処理年月日		
64	異動SEQ		
65	記載年月日		
66	無効年月日		

滞納	延滞金計算情報	19	重要表示	6	文書内容4
項番	項目名			7	文書内容5
1	税額未済ゼロ	滞納	経過種別情報	8	文書内容6
2	税額未済切捨	1	経過種別コード	9	文書内容7
3	延滞金未済ゼロ	2	経過種別名	10	担当者コード
4	延滞金未済切捨	3	接触デフォルト		
5	上限月数1	4	詳細デフォルト	滞納	催告書発行帳票情報
6	年利1	5	約束デフォルト	1	リンク番号
7	上限月数2			2	支店番号
8	年利2	滞納	経過詳細情報	3	日付
9	上限月数3	1	リンク番号	4	時刻
10	年利3	2	支店番号	5	帳票バーコード
11	分納計算コード	3	日付	6	住民コード
12	猶予日数	4	時刻	7	区コード
		5	詳細1	8	業務コード
滞納	延滞金通常計算情報	6	詳細2	9	帳票ID
1	年	7	詳細3	10	業務キー
2	通常年利	8	詳細4	11	発行年月日
3	半額年利	9	詳細5		
		10	詳細6	滞納	財産区分情報
滞納	延滞金変動計算情報	11	詳細7	1	リンク番号
1	年	12	詳細8	2	支店番号
2	年利	13	詳細9	3	財産区分コード
		14	詳細10	4	設定日
滞納	延長期間延滞率情報			5	入力区分
1	開始日付	滞納	経過内容情報	6	基準日
2	延滞率	1	経過内容区分	7	期限日
		2	経過内容コード	8	前財産区分コード
滞納	関連者情報	3	種類コード	9	前設定日
1	リンク番号	4	経過内容	10	前入力区分
2	支店番号	滞納	欠損確定情報	11	前基準日
3	関連者リンク番号	1	リンク番号	12	前期限日
4	関連者支店番号	2	支店番号		
5	関連種類コード	3	税目	滞納	財産区分名情報
6	関連重さコード	4	課税年度	1	財産区分コード
7	主従区分	5	相当年度	2	財産区分
8	経過一元区分	6	通知書番号	3	財産区分略
		7	期	4	特別区分
滞納	関連種類情報	8	欠損確定日		
1	関連種類コード	9	欠損種類	滞納	財産種類名情報
2	関連種類	10	欠損事由コード	1	財産種類
3	関連種類略	11	欠損税額	2	財産種類名
滞納	勤務先情報	滞納	欠損事由コード変換情報	滞納	財産処分情報
1	リンク番号	1	連番	1	リンク番号
2	支店番号	2	年度区分	2	支店番号
3	入力区分	3	執行停止要件	3	処分番号
4	勤務先リンク番号	4	滞納事由コード	4	一連番号
5	勤務先支店番号	5	連携欠損コード	5	財産番号
6	入力連番			6	処分種類
				7	執行日
滞納	勤務法人情報	滞納	欠損事由設定情報	8	解除処分番号
1	リンク番号	1	リンク番号	9	解除日
2	支店番号	2	支店番号		
3	入力連番	3	税目	滞納	時効完成収納情報
4	漢字名称	4	課税年度	1	リンク番号
5	郵便番号	5	相当年度	2	支店番号
6	所在地	6	通知書番号	3	税目
7	方書	7	期	4	課税年度
8	事業種目	8	賦課区	5	相当年度
		9	欠損事由コード	6	通知書番号
滞納	経過記録情報	10	執行停止起案日	7	期
1	リンク番号	11	執行停止要件		
2	支店番号	14	処理区分	滞納	時効管理情報
3	日付			1	リンク番号
4	時刻	滞納	欠損事由名情報	2	支店番号
5	担当者コード	1	欠損種類	3	税目
6	担当者名	2	欠損事由コード	4	課税年度
7	経過種別コード	3	名称	5	相当年度
8	接触有無	滞納	欠損種類名情報	6	通知書番号
9	詳細有無	1	欠損種類	7	期
10	約束有無	2	名称	8	時効起算日
11	約束履行有無			9	時効完成日
12	返戻有無	滞納	催告書見出情報	10	催告延長期限日
13	場所コード	1	見出番号	11	執停時効起算日
14	面談者コード	2	文書名	12	執停時効完成日
15	入金額	3	文書内容1		
16	訪問結果コード	4	文書内容2	滞納	時効管理履歴情報
17	経過内容コード	5	文書内容3	1	リンク番号
18	経過記録			2	支店番号

3	税目	40	執行停止理由15	19	カナ名称
4	課税年度	41	対象期数	20	漢字名称
5	相当年度	42	対象税額	21	文書番号
6	通知書番号			22	備考1
7	期	滞納	執行停止要件情報	23	備考2
8	事由発生日	1	執行停止要件コード	24	備考3
9	事由コード	2	執行停止要件名	25	備考4
10	処分番号	3	地方税法	26	備考5
		4	欠損年数	27	法務局名
滞納	時効事由名情報			28	執行機関名
1	事由コード	滞納	収納情報	29	差押日
2	名称	1	リンク番号	30	事件番号年度
		2	支店番号	31	事件番号区分
滞納	執行機関名情報	3	税目	32	事件番号
1	執行機関コード	4	課税年度	33	対象処分番号
2	執行機関名	5	相当年度	34	解除理由
3	郵便番号	6	通知書番号	35	法務局コード
4	住所	7	期	36	執行機関コード
5	電話番号	8	法人番号		
		9	調定額	滞納	照会記録情報
滞納	執行停止解除情報	10	調定額内数	1	リンク番号
1	リンク番号	11	督促手数料	2	支店番号
2	支店番号	12	確定延滞金有無	3	帳票種類
3	執行停止番号	13	確定延滞金	4	処理日
4	執行停止解除理由1	14	納期限		
5	執行停止解除理由2	15	収納額	滞納	照会先グループ名情報
6	執行停止解除理由3	16	収納額内数	1	種類コード
7	執行停止解除理由4	17	収納督促料	2	グループ番号
8	執行停止解除理由5	18	収納延滞金	3	グループ
9	執行停止解除理由6	19	領収日		
10	執行停止解除理由7	20	収納日	滞納	照会先種類名情報
11	執行停止解除理由8	21	収納方法コード	1	種類コード
12	執行停止解除理由9	22	収納機関コード	2	種類名称
13	執行停止解除理由10	23	完納フラグ	3	個別有無
14	執行停止解除理由11	24	データ区分		
15	執行停止解除理由12	25	納付回数	滞納	照会先情報
16	執行停止解除理由13	26	累計収納額	1	種類コード
17	執行停止解除理由14	27	累計収納額内数	2	照会先番号
18	執行停止解除理由15	28	累計督促料	3	郵便番号
		29	累計延滞金	4	住所1
滞納	執行停止情報	30	最終領収日	5	住所2
1	リンク番号	31	最終収納日	6	住所3
2	支店番号	32	最終入金額	7	宛名1
3	執行停止番号	33	共有代表者リンク番号	8	宛名2
4	起案日	34	共有代表者支店番号	9	宛名3
5	決裁日	35	入力区分	10	グループ番号
6	解除日			11	略称
7	住所	滞納	処分期別情報	12	個別区分
8	方書	1	リンク番号		
9	カナ名称	2	支店番号	滞納	照会文書種類名情報
10	漢字名称	3	税目	1	帳票種類
11	生年月日	4	課税年度	2	帳票種類名
12	電話番号	5	相当年度	3	帳票略称
13	勤務先	6	通知書番号		
14	執行停止要件	7	期	滞納	嘱託員担当割情報
15	住基登録有無	8	処分種類	1	リンク番号
16	除票日	9	処分番号	2	支店番号
17	除票理由	10	執行日	3	担当者コード
18	転出先住所	11	入力リンク番号		
19	転出先方書	12	入力支店番号	滞納	職業情報
20	照会先自治体			1	職業コード
21	転出先住基有無	滞納	処分情報	2	名称
22	転出先除票理由	1	リンク番号	3	略称
23	転出先除票日	2	支店番号		
24	法人登記有無	3	処分番号	滞納	対応内容情報
25	代表者名	4	処分種類	1	対応内容区分
26	執行停止理由1	5	財産種類	2	対応内容コード
27	執行停止理由2	6	起案日	3	対応内容
28	執行停止理由3	7	決裁日	4	処理区分
29	執行停止理由4	8	受付日	5	並替区分
30	執行停止理由5	9	解除日		
31	執行停止理由6	10	換価日	滞納	滞納区分情報
32	執行停止理由7	11	受付番号区分	1	リンク番号
33	執行停止理由8	12	受付番号	2	支店番号
34	執行停止理由9	13	解除区分	3	滞納区分コード
35	執行停止理由10	14	換価区分	4	設定日
36	執行停止理由11	15	換価額	5	入力区分
37	執行停止理由12	16	郵便番号	6	基準日
38	執行停止理由13	17	住所	7	期限日
39	執行停止理由14	18	方書	8	前滞納区分コード

9	前設定日	7	延滞金計算日	5	執行日
10	前入力区分	8	返戻日	6	文書番号
11	前基準日	9	公示送達有無	7	受入金額
12	前期限日	10	公示送達日	8	延滞金有無
				9	延滞金計算日
滞納	滞納区分抽出情報	滞納	入金情報	10	督促有無
1	市内外区分	1	コンピュータ名	11	残余金交付1
2	一連番号	2	納付書番号	12	残余金交付2
3	抽出名称	3	明細番号	13	残余金
4	滞納区分コード	4	リンク番号	14	残余金計算値
5	抽出区分	5	支店番号	15	交付期日
6	更新区分	6	税目	16	交付時刻
7	帳票名	7	課税年度	17	交付場所
		8	相当年度	18	備考
滞納	滞納区分名情報	9	通知書番号		
1	滞納区分コード	10	期	滞納	配当支払情報
2	滞納区分	11	法人番号	1	リンク番号
3	滞納区分略	12	入金日	2	支店番号
4	特別区分	13	入金税額	3	財産番号
		14	入金均等割額	4	配当順位
滞納	滞納区分履歴情報	15	入金督手数料	5	債権者番号
1	リンク番号	16	入金延滞金	6	一連番号
2	支店番号	17	入金合計	7	債権者住所
3	履歴番号	18	延滞金有無	8	債権者名称
4	滞納区分コード	19	延滞金計算日	9	債権額
5	設定日	20	担当者コード	10	配当額
6	入力区分	21	取消有無		
7	基準日	22	マシンの種類	滞納	付箋情報
8	期限日	23	内入区分	1	リンク番号
		24	消込済フラグ	2	支店番号
滞納	滞納個人情報	25	消込状態区分	3	色コード
1	リンク番号	26	データ作成フラグ	4	付箋コード
2	支店番号	27	履歴データNo		
3	担当者コード	28	収納方法コード	滞納	付箋名情報
4	担当者変更事由	29	復命書作成フラグ	1	色コード
5	死亡日	30	督手数料有無	2	付箋コード
6	連絡先名A	31	領収日	3	付箋内容
7	連絡先コードA	32	領収書番号		
8	連絡先電話A	33	共有代表者リンク番号	滞納	分納区分名情報
9	連絡先名B	34	共有代表者支店番号	1	分納区分コード
10	連絡先コードB	35	払込日	2	分納区分
11	連絡先電話B	36	払込金融機関	3	分納区分略
12	連絡先名C	37	払込支店	4	特別区分
13	連絡先コードC				
14	連絡先電話C	滞納	納付方法情報	滞納	分納指示情報
15	連絡先名D	1	納付方法コード	1	リンク番号
16	連絡先コードD	2	納付方法	2	支店番号
17	連絡先電話D	3	納付方法略称	3	税目
18	特記事項			4	課税年度
19	滞納事由コード	滞納	配当期別情報	5	相当年度
20	要出張有無	1	リンク番号	6	通知書番号
21	職業コード	2	支店番号	7	期
22	外字印字有無	3	税目	8	入力リンク番号
		4	課税年度	9	入力支店番号
滞納	滞納事由情報	5	相当年度	10	分納順序
1	コード	6	通知書番号	11	法人番号
2	名称	7	期	12	調定額
		8	入力リンク番号	13	調定額内数
滞納	担当者情報	9	入力支店番号	14	修正調定額
1	担当者コード	10	財産番号	15	修正調定額内数
2	区コード	11	法人番号	16	督促手数料
3	係コード	12	調定額	17	修正督促手数料
4	市内外区分	13	修正調定額	18	延滞金
5	役職名	14	調定額内数	19	修正延滞金
6	担当者名	15	修正調定額内数	20	納期限
7	権限有無	16	督促手数料	21	累計収納額
8	パスワード	17	修正督手数料	22	累計収納額内数
9	職員番号	18	延滞金	23	累計督手数料
10	内線	19	修正延滞金	24	累計延滞金
11	内線2	20	納期限	25	未納合計
12	代表担当者コード	21	累計収納額		
13	ホスト担当者コード	22	累計収納額内数	滞納	分納誓約情報
		23	累計督手数料	1	リンク番号
滞納	帳票記録情報	24	累計延滞金	2	支店番号
1	リンク番号			3	入力リンク番号
2	支店番号	滞納	配当財産情報	4	入力支店番号
3	日付	1	リンク番号	5	誓約日
4	時刻	2	支店番号	6	担当者コード
5	発送日	3	財産番号	7	担当者名
6	調査日	4	起案日	8	分納開始年月

9	月間隔	16	備考4
10	納付約束日	17	備考5
11	納付約束時刻	18	備考6
12	対応コード	19	備考7
13	備考コード	20	備考8
14	備考内容	21	備考9
15	約束管理	22	備考10
16	分納対象		
17	本日入金額		
18	計算方法		
19	分納入金額		
20	分納回数		
21	加算月A		
22	加算額A		
23	加算開始年A		
24	加算月B		
25	加算額B		
26	加算開始年B		
27	延滞金計算有無		
28	延滞金計算日		
29	督促有無		
30	納期末到来分有無		
31	一回分金額		
32	管理番号		
33	完納日		
34	一括送付回数		
滞納	分納内訳情報		
1	リンク番号		
2	支店番号		
3	税目		
4	課税年度		
5	相当年度		
6	通知書番号		
7	期		
8	回数		
9	連番		
10	入力リンク番号		
11	入力支店番号		
12	法人番号		
13	納付書番号		
14	納付日		
15	納付税額		
16	納付税額内数		
17	納付督手料		
18	納付延滞金		
19	納付合計		
20	累計納付額		
21	発行回数		
22	発行日		
23	履行有無		
滞納	法務局名情報		
1	法務局コード		
2	法務局名		
3	郵便番号		
4	住所		
5	電話番号		
滞納	訪問結果情報		
1	訪問結果コード		
2	訪問結果		
3	訪問結果略		
滞納	訪問個人情報		
1	リンク番号		
2	支店番号		
3	注意事項コード		
4	地図年度		
5	地図巻コード		
6	地図頁		
7	地図区分		
8	地図番号		
9	訪問担当者		
10	訪問連番		
11	訪問順序		
12	該当区分		
13	備考1		
14	備考2		
15	備考3		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保総合PC等」という。)における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認書類との照合確認する。 ・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミス防止する。 ・事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等による周知等により運用ミスの防止に努める。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <p>②本市の国民健康システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認書類との照合確認する。 ・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 <p>②本市の国民健康保険システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。
<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にての周知等により運用ミスの防止に努める。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・システム間連携等による入手(移転)にあたっては、委託業者が実施している。詳細は「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」のとおり。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><統合宛名システム> 統合宛名システムを利用するには、各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要であり、権限を保持しない者は接続できないようになっている。 権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム> ・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</p>
その他の措置の内容	<p><国保総合PC等における措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム> ・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</p> <p><国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・人事異動時及び随時、発行・変更・廃止の申請によりアクセス権限を管理している。廃止届漏れについてはチェックおこない申請をさせている。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・係毎や担当毎に細かくアクセス権の設定を行っている。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム> ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。</p> <p><国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務外の情報を使用しないよう、ユーザー教育を継続的に行っていく。 ・アクセスログ、操作ログを記録し、また、記録していることを周知する。 ・業務時間外でのシステムの使用を禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。コンピュータのロックも行う。 ・システム端末のディスプレイを来庁者から見えにくい位置に置く。設置場所により覗き込み防止フィルターを使用する。 	

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者へ提供の制限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。</p> <p>・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、外部委託に際し、契約明記事項及これらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理者との事前協議等の手続きを定めている。</p> <p>・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還、廃棄等に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。</p> <p>・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。</p> <p><個人情報・情報資産取扱特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持に関すること ・従業員の監督等に関すること ・作業場所の制限に関する事項 ・収集に関する制限に関する事項 ・使用及び提供に関する制限に関する事項 ・安全確保の措置に関する事項 ・複写、複製又は加工の制限に関する事項 ・再委託の制限に関する事項 ・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事項 ・報告及び監査・検査の実施に関する事項 ・事故等発生時の報告に関する事項 ・事故等発生時の公表に関する事項 ・契約の解除に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・契約書及び「個人情報及び情報資産取扱特記事項」において、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、契約書及び「個人情報及び情報資産取扱特記事項」に規定する個人情報及び情報資産の取り扱いの義務を遵守させる旨定めている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>
 ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止
 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め
 ・入退室台帳による従事者の入退室管理
 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用
 ・委託業務に係る体制表の提出

<国保連合会における措置>
 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。
 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・作業指示書兼報告書、運用日誌、媒体受渡管理簿による記録 ・アクセスログ、操作ログの記録	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 ・「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。 ・ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・定例的な処理については作業スケジュール、作業指示書兼報告書、運用日誌において管理している。 ・媒体によるものは、媒体受け渡し管理簿においても管理している。 ・処理依頼によるものについては、処理依頼書を徴取するとともに同書において提供、移転の適否を確認し処理を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・作業指示書兼報告書, 作業要領による確認, 処理手順や結果のダブルチェックを行うことで誤った情報を提供・移転してしまうリスク, 誤った相手に提供・移転してしまうリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・ネットワークは庁内に閉じたものであり, 外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p>・媒体は必要に応じて暗号化, パスワードをかけている。</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置></p> <p>・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し, 権限のない情報を入手できないように制御する。</p> <p>・業務マニュアルを整備し, 運用操作方法を周知徹底する。</p> <p>・アクセスログ, 操作ログを記録するとともに, 記録している旨及び罰則規定について周知徹底する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては, 照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで, 中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており, あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p>③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により, 情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には, 情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め, 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり, 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており, 目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では, ログイン時の職員認証の他に, ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため, 不適切な接続端末の操作や, 不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき, 事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、照会取得したものを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不正確な情報となることを防止する。 ・なお、変換・更新履歴を残すことで調査等を対応を可能とする。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた該当事務, 該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。 ・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については, システム間の自動連携により行う仕様とし, 登録ミスを防止する。 ・自動連携できない場合については, 当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い, また, 入力ミスの無いように, マニュアル等を整備し, 周知するとともに, アクセスログ, 操作ログを記録し調査を可能とする。 ・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては, 提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで, 中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており, あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により, 情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し, 中間サーバにも格納して, 情報提供機能により, 照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により, 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には, 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し, 照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで, 特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し, 特定個人情報の提供を行う際に, 送信内容を改めて確認し, 提供を行うことで, センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では, ログイン時の職員認証の他に, ログイン・ログアウトを実施した職員, 時刻, 操作内容の記録が実施されるため, 不適切な接続端末の操作や, 不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。 ③操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><本市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置され、入退室は厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・サーバ室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 国保総合PC等における措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC等上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PC等には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載, 変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者については, 随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。 <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され, 国保総合PC等の端末に保存されることはなく, 国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため, 特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。 ・宛名情報については, 住民基本台帳からの連携で削除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。 <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され, 国保総合PC等の端末に保存されることはなく, 国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため, 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末, サーバーの更新に当たっては, データの完全消去作業を実施している。 ・媒体の廃棄に関しては, データを完全に消去する, 初期化を実施する, 読み取りができないように物理的に破壊する, いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。 ・紙媒体については, 鍵付の保管庫などに収納するとともに, 廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。 	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><本市における措置> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><本市における措置> (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</p> <p>(2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付による開示の場合は、写しの作成及び送付に係る費用を負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル
公表場所	・市ホームページ ・総務企画局行政部情報公開室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 総務部 国民健康保険課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月18日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。
②実施日・期間	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	評価書P18～20に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容が、後期高齢者の医療に関する事務における評価書の内容と一部重複している。危機管理上で大いに不安があり、無駄な二重行政コストである。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月(予定)	平成27年10月	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報))	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報)、地方公共団体情報システム機構)	事後	記載誤りを正すことを目的とする変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	詳細の追記であり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	事後	詳細の追記であり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを、専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<p><本市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p><本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事後	自己点検方法の記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><本市における措置></p> <p>(1)情報セキュリティ研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><本市における措置></p> <p>(1)研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 <p>(2)各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	事後	情報セキュリティだけでなく、個人情報の取扱いに関する内容の追記に伴う記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93) (別表第2における情報照会の根拠) ・42項～45項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(記載なし)	(システム5を追加)	事前	
	(別添1)事務内容	「事務の流れ」を記載	「事務の流れ」は変更前の記載通りであるが、「※国保広域化に関する事務は別紙参照」の文言を追加	事前	
	(別添1)事務内容	(記載なし)	(別添1)国保広域化に係る業務(資格継続業務)を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容	(記載なし)	(別添1)国保広域化に係る業務(高額該当回数 の引き継ぎ業務)を追加	事前	
	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理, 他の庁内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・地方税関係情報…保険料を計算するため ・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理, 他の庁内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・その他住民票関係情報…世帯主との続柄など申請時等に確認するため ・地方税関係情報…保険料を計算するため ・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため 	事後	重要な変更該当する項目ではないため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人, 評価実施機関内の他部署(住民基本台帳, 住民税所管部署), 地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関), 民間事業者(金融機関, 生命保険会社等), その他(福岡県国民健康保険団体連合会, 地方公共団体情報システム機構)	本人又は本人の代理人, 評価実施機関内の他部署(住民基本台帳, 地方税, 医療保険関係, 介護・高齢者福祉, 年金所管部署), 行政機関・独立行政法人等(番号法別表第2に定められた機関), 地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関), 民間事業者(金融機関, 生命保険会社等), その他(福岡県国民健康保険団体連合会, 地方公共団体情報システム機構, 番号法別表第2に定められた機関)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…住民に異動があった都度随時 ・住民税…月次 ・特別徴収関係情報…年次(5月) ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時 ・レセプト情報…月次 ・年金関係情報…年次(10月) 	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…住民に異動があった都度随時 ・住民税…月次, 住民に異動があった都度随時 ・特別徴収関係情報…年次(5月) ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時 ・レセプト情報…月次 ・年金関係情報…年次(10月) ・健康保険関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格得喪に係る届出等) ・保険給付関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等) ・雇用保険適用情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請) <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務: 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) <p>国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額該当の引き継ぎ業務: 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) <p>転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要のため ・住民税…賦課変更の確認, 計算に必要なため ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため ・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため ・レセプト情報…給付業務に必要なため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため 	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要のため ・住民税…賦課変更の確認, 計算に必要なため ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため ・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため ・レセプト情報…給付業務に必要なため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要のため ・保険給付関係情報…給付業務等に必要のため ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため <p><国保連合会からの入手></p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>・入手の時期・頻度の妥当性 資格継続業務:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 高額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報:高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>・入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。 ・住民税…国民健康保険法第113条の2 ・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徴収法第141条 ・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4 ・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 ・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。 ・住民税…国民健康保険法第113条の2 ・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徴収法第141条 ・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4 ・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 ・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2 ・健康保険関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・保険給付関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・雇用保険給付情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。【突合条件】内部番号で突合。 ・住民税情報…賦課変更の確認, 計算に必要なため突合させる。【突合条件】内部番号で突合。 ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため突合させる。【突合条件】氏名, 生年月日で突合後調査。 ・特別徴収情報…保険料徴収に必要なため突合させる。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・レセプト情報…給付業務に必要なため突合させる。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。【突合条件】内部番号で突合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報で突合。 ・住民税情報…賦課変更の確認, 計算に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報で突合。 ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため突合させる。【突合条件】氏名, 生年月日で突合後調査。 ・特別徴収情報…保険料徴収に必要なため突合させる。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・レセプト情報…給付業務に必要なため突合させる。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報で突合。 ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(2件)	委託する(3件)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	(委託事項3を追加)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	地方税法第20条の11, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	地方税法第20条の11, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	国民年金法第3条第3号, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	国民年金法第3条第3号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠	介護保険法第203条, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	介護保険法第203条, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 <p>②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手（情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行 われるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容</p>	<p>・届出、申請等の窓口において、届出、申請内 容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象 者以外の情報の入手の防止に努める。 ・窓口においてシステム端末により情報を照合 確認を行う。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報 資産利用申請により利用する情報資産の、内 容、目的、用途等について、情報資産所管課の 承認を得る必要がある。また、情報システム課 に報告することになっており、対象者以外の情 報の入手はできない。</p>	<p><国保連合会以外からの入手> ・届出、申請等の窓口において、届出、申請内 容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象 者以外の情報の入手の防止に努める。 ・窓口においてシステム端末により情報を照合 確認を行う。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報 資産利用申請により利用する情報資産の、内 容、目的、用途等について、情報資産所管課の 承認を得る必要がある。また、情報システム課 に報告することになっており、対象者以外の情 報の入手はできない。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保 総合PC等」という。)における措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約) システムに限定されており、配信されるデー タは国保連合会において、関連性や妥当性およ び整合性のチェック(*)が行われていることが 前提となるため、対象者以外の情報を入手す ることはない。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索 結果を表示する画面には、個人番号を表示しな いことにより、誤った対象者に関する特定個 人情報の入手を防止している。</p> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、す でに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ) 人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとし た場合、あるいは個人番号が空白の場合に、 確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>	<p>事前</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク1： 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <p>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはできない。</p> <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</p> <p>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</p> <p>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3： 入手した特定個人情報に不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p> <p>・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>②本市の国民健康システムにおける措置</p> <p>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めを行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については，住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については，住基ネット端末で真正性の確認を行う。 	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については，住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については，住基ネット端末で真正性の確認を行う。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには，個人番号は記録されていない。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。</p> <p>・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミス防止する。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。</p> <p>・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミス防止する。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <p>・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。</p> <p>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>②本市の国民健康保険システムにおける措置</p> <p>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めを行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク4：入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。</p> <p>・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが増えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが増えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが増えい・紛失することのリスクを軽減している。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>その他の措置の内容</p>	-	<p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p>	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システム></p> <p>・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p> <p><国保総合PC等における措置></p> <p>・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</p> <p>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</p> <p>・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</p> <p>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p>	<p>・ユーザID, 端末IDのアクセスログ, 操作ログを記録する。</p>	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システム></p> <p>・ユーザID, 端末IDのアクセスログ, 操作ログを記録する。</p> <p><国保総合PC等における措置></p> <p>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</p> <p>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容</p>	<p>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <p>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</p> <p><国保総合PC等における措置></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <p>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</p> <p>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。</p> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。 ・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求め管理体制の強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。 ・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求め管理体制の強化を図っている。 	事前	
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。 	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。 ・アクセスログ、操作ログを記録する。 	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。 ・アクセスログ、操作ログを記録する。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することになっている。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施, 情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出 	<p><国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施, 情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出 <p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報, インターネットに流出することを防止するため, 国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し, アクセス制限, 侵入検知および侵入防止を行うとともに, ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは, ウイルス対策ソフトウェアを導入し, パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて, 必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し, 設置場所への入退室記録管理, 監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器, 電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために, 物理的な安全管理措置を講ずる。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞ ・サーバーはサーバー室に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞ ・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・サーバーはサーバー室に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 <統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 <統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><本市における措置> ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置され、入退室は厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・サーバ室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。 <統合宛名システムにおける措置> ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。 <統合宛名システムにおける措置> ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC等上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PC等には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事前	
	<p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。 	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。 <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容</p>	<p>・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。 ・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で削除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。 ・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で削除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 国保総合PC等における措置 ・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	<p>事前</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><国保総合(国保集約)システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 	事前	
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年6月11日から平成27年7月10日まで	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで	事前	
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	(削除)	事前	
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検	(略)	(削除)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(記載なし)	評価書P18～20に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容が、後期高齢者の医療に関する事務における評価書の内容と一部重複している。危機管理上で大いに不安があり、無駄な二重行政コストである。	事前	
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(記載なし)	—	事前	